

令和2年度税制改正に関する要望

【説明資料】

2 0 1 9 年 1 1 月

日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所 協 議 会

要 旨

人生百年時代・多様な働き方と
新たなライフスタイルの時代における証券市場の貢献(2～24ページ)

- | | | |
|----------------------------|---|---------------------------------------|
| ◆ 企業部門の現状と課題
(10～16ページ) | } | <u>企業・家計ともに貯蓄から投資への
流れを促進する必要</u> |
| ◆ 家計部門の現状と課題
(17～24ページ) | | |

要望項目

- ★ NISA(一般NISA・つみたてNISA)の制度期限の延長等(26～74ページ)
 - ①政策目的(29～33ページ) ②利用状況(34～54ページ) ③時限について(56～59ページ)
 - ④奨励金(60～62ページ) ⑤NISAと私的年金(63～70ページ) ⑥英国ISA(71～74ページ)
- ★ 上場株式等の相続税等の見直し(76～87ページ)
- ★ 金融所得課税一体化の促進(88～101ページ)
(総合取引所の実現にあわせて損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡大)
- マイナンバーへの取組み(102～105ページ)
- その他の要望(106～111ページ)

課題

- ◆ 人生百年時代を迎え、多様な働き方と新たなライフスタイルへの対応
- ◆ 教育、住宅、老後の備えに限らず起業資金やリカレント教育等、資産形成の目的の多様化
- ◆ とりわけ長寿社会において個人が老後の生活を安定させるため、資金の枯渇リスクへの備え・安心感の確保
- ◆ 配当所得が重要な時代において、リスク資産を長期・継続保有できる環境の整備
- ◆ 全世代型社会保障制度と並ぶ、「自助」の枠組みとして、多様な働き方やライフスタイルの違いにも公平な制度の構築

解決策

NISA（一般NISA、つみたてNISA）の制度期限の延長



上場株式等の相続税等の見直し



金融所得課税一体化の促進
(損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡充)

2

◆NISA（一般NISA、つみたてNISA）の制度期限の延長

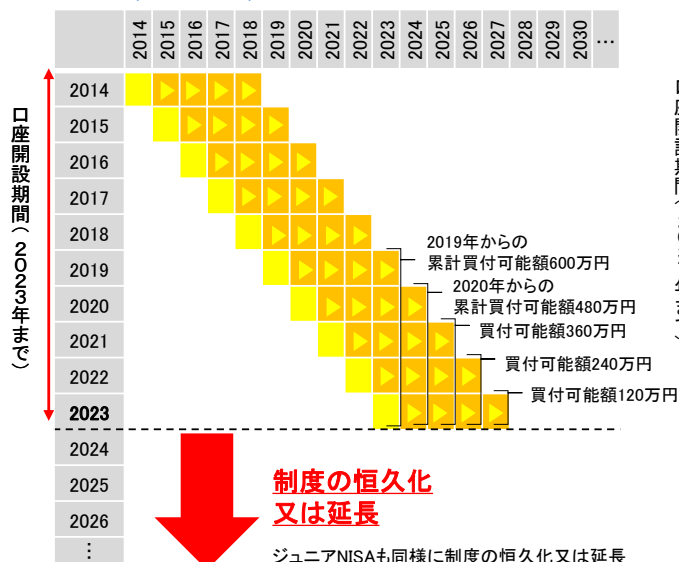
【要望】

NISA制度を恒久化又は延長すること

【一般NISA】

非課税保有期間（5年間）

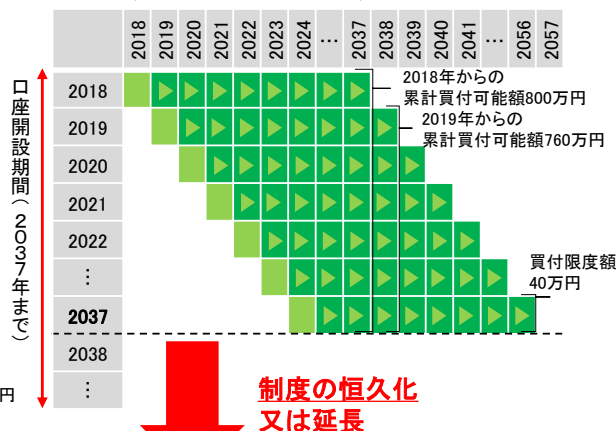
買付 保有



【つみたてNISA】

非課税保有期間（20年間）

買付 保有



2020年以降（つみたてNISAは2019年以降）、投資可能額と投資機会が年々縮減することは家計の中長期的な資産形成や市場へのリスクマネー供給の促進の障害になりかねない

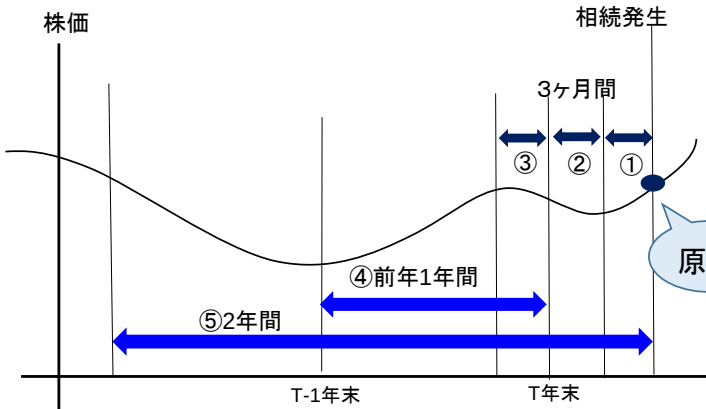
3

◆上場株式等の相続税等の見直し

【要望】

上場株式等の相続税評価額について、相続時の時価のほか、相続時以前3か月間(①、②、③)の終値の月平均額に加えて、④、⑤も対象とすること

【終値の推移】



評価額: 以下のうちいずれか低い額

上場	時価	①②③	④	⑤
非上場	時価	①②③	④	⑤

(注) 非上場株式については、類似業種比準価額方式にて算出

要望

- 一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢にも配慮することが、「評価の安全性」上必要
- 課税時期(死亡日)の前の期間の実勢を考慮することについては、現行では3か月につき認められており、それ以前の期間も対象とすることについては、現行制度でも検討の余地があるのではないか
- 非上場株式(類似業種比準価額方式)では、課税時期(死亡日)の前年の平均株価、課税時期の属する月以前2年間の平均株価も対象

◆金融所得課税一体化の促進

【要望】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引にまで拡大すること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

【平成31年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

人口減少時代の我が国経済の持続可能性(サステナビリティ)の確保

➤ 解決策の実行によって…

- ① NISA制度等を通じた、個人による安定的・継続的な証券投資(買付)の拡大
- ② 上場株式等の相続税等の見直しによる相続を契機とした株式離れ(相続前と相続後の売却圧力)の抑制



➤ 証券市場がより安定的で活力のある存在に…

- ① 変動の激しかった我が国証券市場の需給構造の安定化
- ② 株式の個人保有比率の趨勢的な減少に歯止めがかけられるとともに、エクイティファイナンスやM&Aの活発化等により、リスクマネーの供給がこれまで以上に促進



➤ 今後の人口減少時代の我が国経済の持続可能性(サステナビリティ)を確保

設備投資等の、我が国経済の有効需要の拡大に寄与するとともに、所得分配の面で

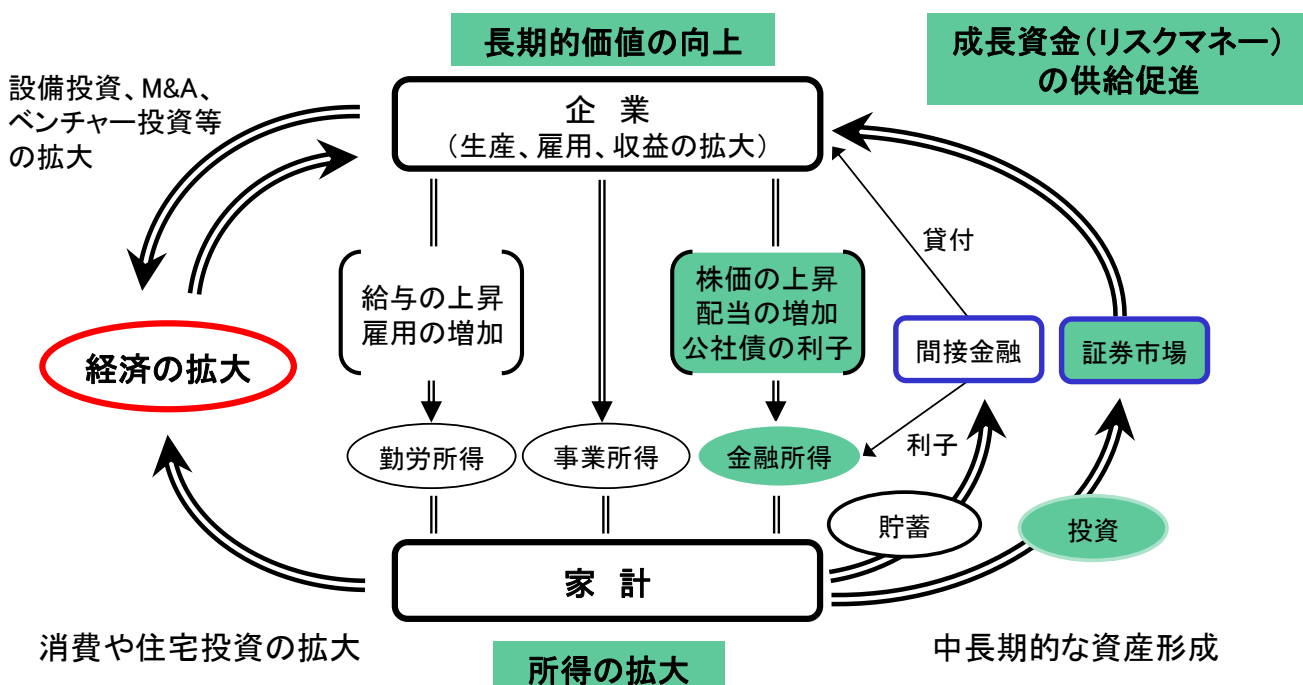
①給与の上昇・雇用の増加、②株価上昇・配当の増加がもたらされ、さらに有効需要を創出するという経済の好循環を実現

6

成長と分配の好循環(イメージ)

国民経済の成長と発展

証券市場の役割



7

企業・家計における現状と課題(まとめ)

【現状】

＜現預金の推移(内部留保)＞

- ・ 2012年度から2018年度に26.5%増(240兆円)※
- 対営業利益での設備投資研究開発費が低下

＜上場企業の株主構成＞

- ・ 外国法人等の割合が趨勢的に上昇し29.1%(181兆円)に
- ・ 個人投資家の株式保有額は低迷し17.2%(106兆円)に
 - 相続前後の株離れで潜在的な下押し圧力
- ・ 日銀保有ETFは4.8%(30兆円)に

家 計

＜現預金の推移(家計の金融資産)＞

- ・ 2012年度から2018年度に13.0%増(979兆円)※
- 家計の金融資産(1,835兆円)に占める割合は53.3%(2018年3月時点)
- ・ 金利低下により、家計の利子所得は大幅に減少

【課題】

- ・ 成長力の強化(労働生産性の向上、高付加価値化)
 - M&Aやベンチャー投資を更に活発化させることができるか
 - 新商品、新サービスの研究開発への投資を活発化させることができるか

- ・ 上場企業が長期保有の個人株主を獲得できるか(企業の取組みとしては、株主優待制度の新設・拡充も行われている)
- ・ 上場・非上場を通じて成長資金(リスクマネー)の循環を確保できるか

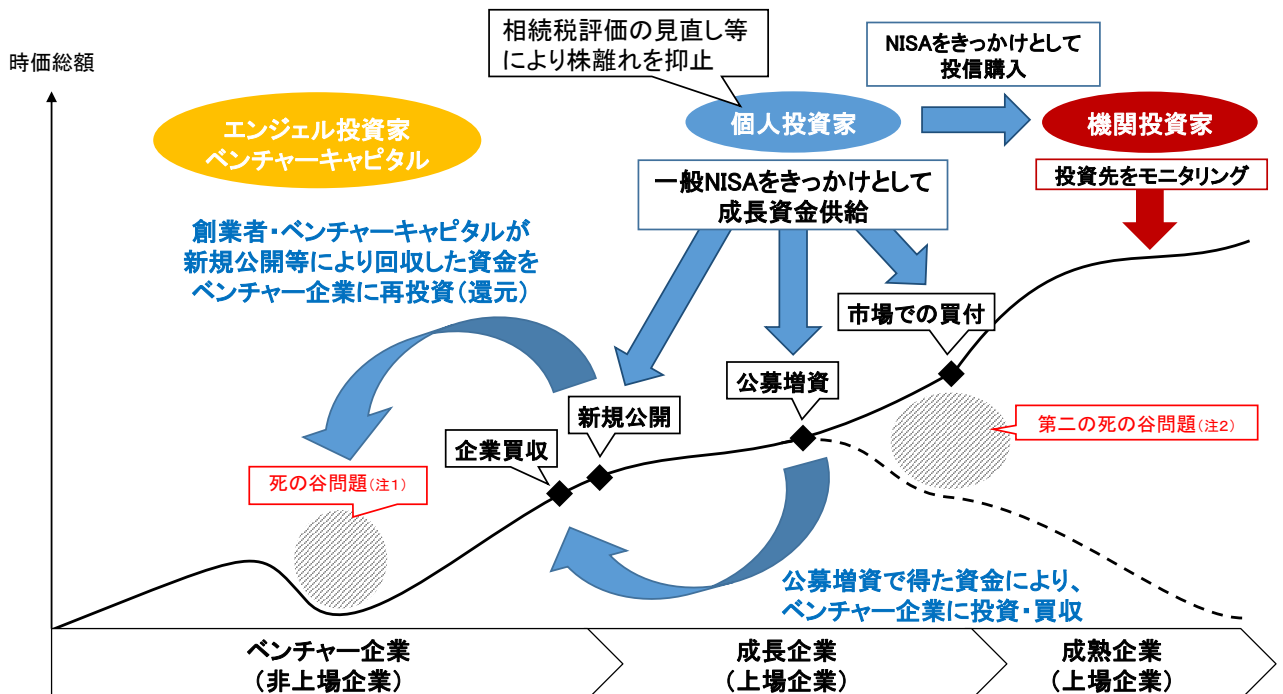
- ・ リスク・リターン改善による資産と可処分所得の拡大
 - 積みあがっている現預金から証券投資へシフトできるか
 - 主として若い世代の今後の資産形成に証券投資を組み込んでいくことができるか
 - 高齢化とライフスタイルの多様化に対応した資産形成を行っていくか
- ・ リスク資産の世代間の円滑な承継のための環境整備
- ・ 多様な金融資産に投資しやすい環境整備

企業・家計ともに貯蓄から投資への流れを促進する施策が必要

※未来投資会議(第31回)会議資料を基に記載

8

企業の発展と成長資金(リスクマネー)の循環のイメージ



(注) 1. 創業後、利益を上げて資金を確保するためには相当の期間が必要であるため、それまでの間に資金不足が生じる問題をいう。
2. 上場後、大株主等からの売り圧力などにより株価が低迷し、その結果、追加の成長資金を得られずに、発展の機会が失われる問題をいう。

**人口減少時代において、我が国の潜在成長率を向上させるには
直接金融を活かした成長資金(リスクマネー)の循環が不可欠**

9

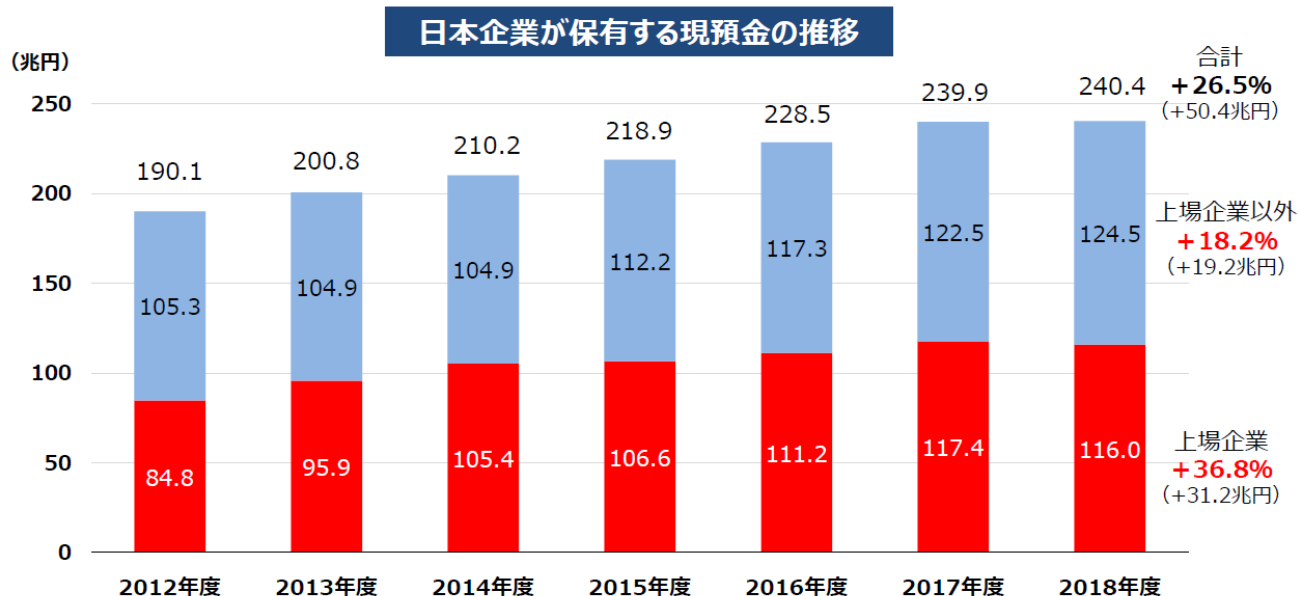
企業部門の現状と課題

10

2019年10月3日 未来投資会議(第31回)配布資料

日本企業が保有する現預金の推移

- 日本企業が有する現預金は、2012年度から2018年度に**26.5%**増加。
- このうち、上場企業が有する現預金は**36.8%**増加しており、上場企業の増加分が大きい。



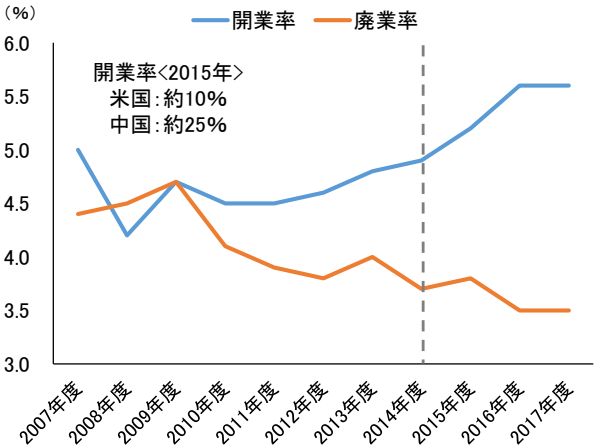
(注) 金融・保険業を除く数字。
 上場企業：東証1部・2部、大証、名証などを含む全上場企業
 上場企業以外：日本に本店を有する会社（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社）のうち、上記上場企業を除いたもの。
 現金・預金額：現金、預金、流動資産の有価証券の額の合計
 (出所) 財務省「法人企業統計」、Bureau van Dijk「Orbis」を基に作成。

11

成長資金(リスクマネー)の循環の現状

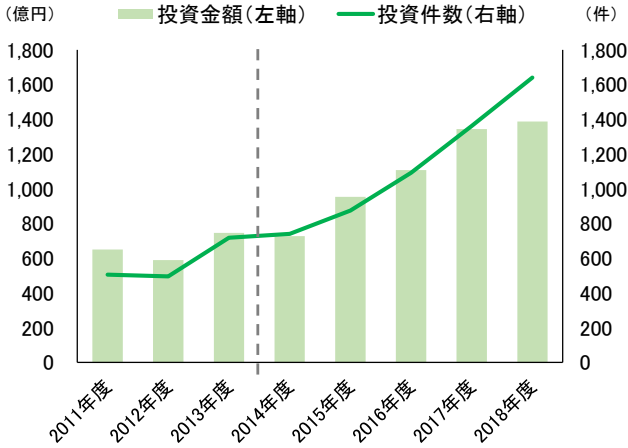
- ◆ 近年、開業率は上昇傾向にあるが、政府目標(10%)には達しておらず、さらなる取組みが必要
 - ◆ 国内のベンチャー投資も活発化しているが、投資回収には一定の期間が必要であるほか、米国や中国と比べるとまだ低水準
- ⇒我が国の経済成長及び競争力強化には、成長資金の供給と循環の拡大が必要

開業・廃業率の推移



(出所) 厚生労働省「雇用保険事業年報」
(注) 1. 雇用保険事業年報による開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
2. 雇用保険事業年報による廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
3. 適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である(雇用保険法第5条)。

国内ベンチャーキャピタル等による投資動向(国内向け)



2018年度	投資件数	投資金額
米国	8,948件	14兆4,573億円
中国	4,321件	3兆5,370億円

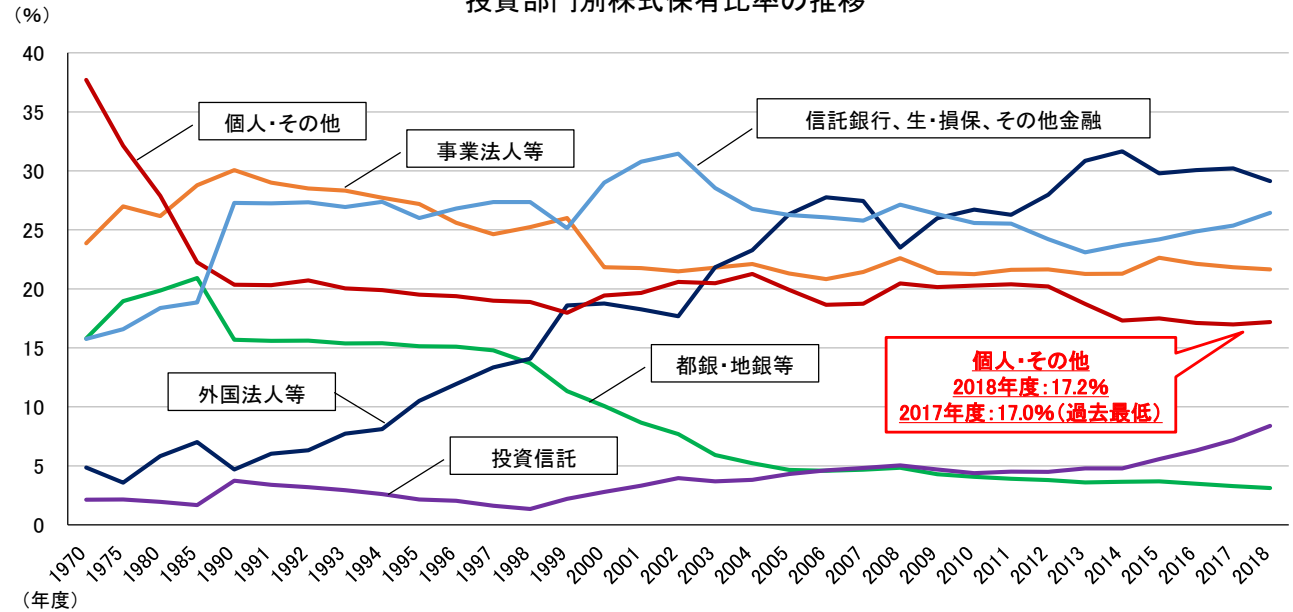
(出所) 一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャーキャピタル等投資動向調査」

12

上場企業の資本構成

- ◆ 個人による株式の保有比率は、1970年以降は下落傾向が続いている
 - ◆ 2018年度は、外国法人等や投資信託の保有比率の上昇により、17.2%と過去最低程度の水準になっている
- ⇒成長と分配の好循環の実現のため、個人株主の育成が重要になっている

投資部門別株式保有比率の推移

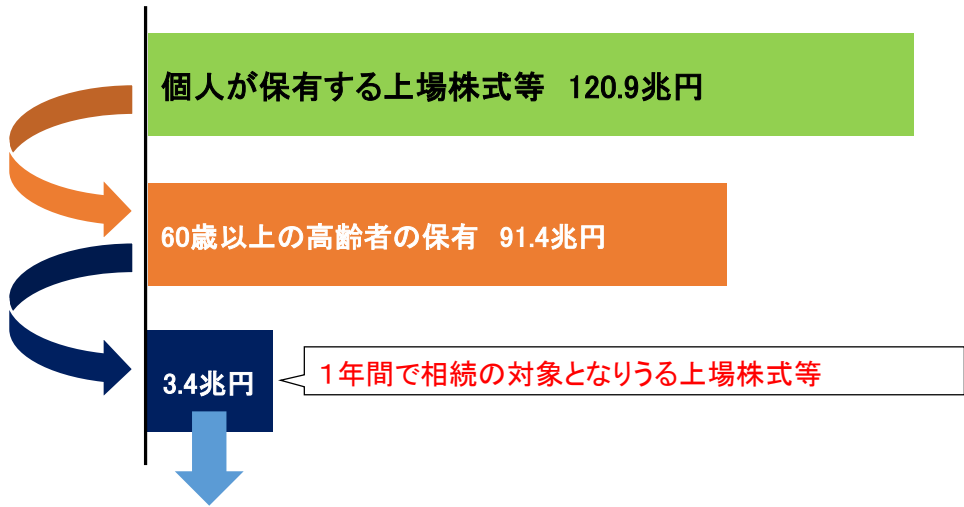


(注) 1. 保有金額ベースの比率。
2. 2004年度から2009年度までは、ジャスダック証券取引所上場企業分を含む
3. 「投資信託」は「都銀・地銀等」「信託銀行、生・損保、その他金融」に含まれる内訳数値
(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」より日本証券業協会作成

13

60歳以上が保有する家計金融資産の推計について

- ◆ 個人による株式の保有比率が下落傾向の中、相続による「株離れ」が進む可能性がある
⇒ 相続による「株離れ」により、成長と分配の好循環の実現のための担い手である個人株主がさらに減少する懸念がある



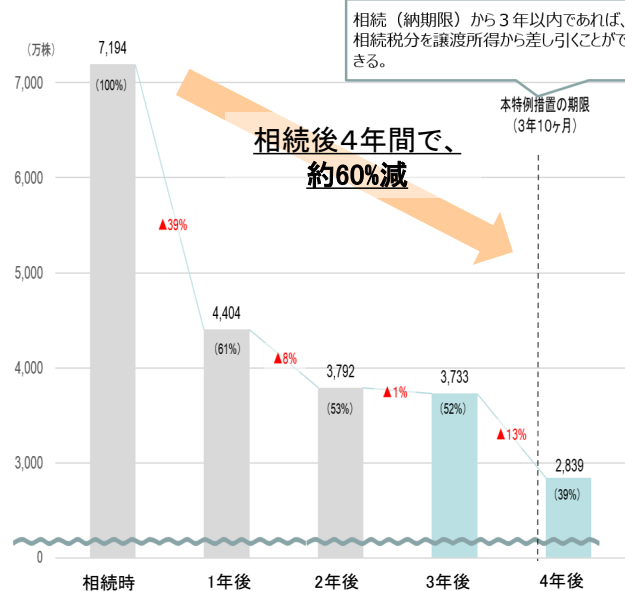
- 3.4兆円分の上場株式等が、相続をきっかけに売却される可能性がある
- こうした「株離れ」が進展すれば、リスクマネーの供給が減り日本経済全体が停滞することに繋がりがかねない

(注) 第22回簡易生命表より60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率を試算(3.75%)して算出。
(出所) 日本取引所グループ、投資信託協会、総務省、厚生労働省データより日本証券業協会試算。

(参考) 相続後に売却される上場株式等の影響

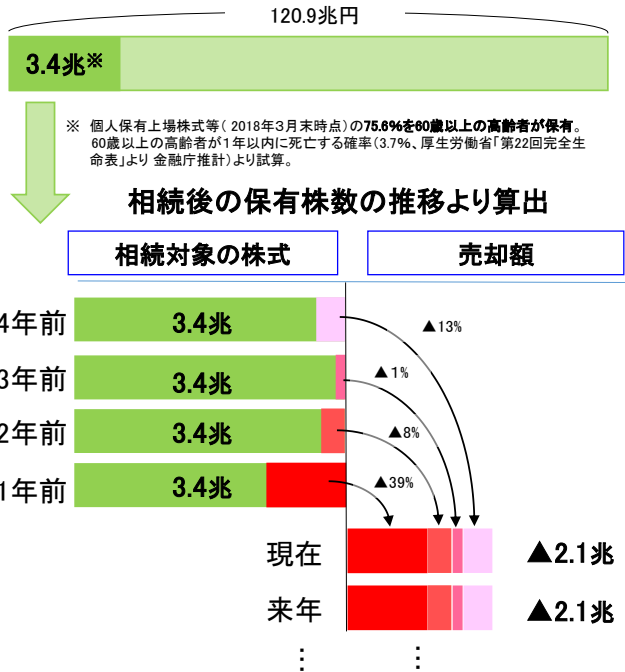
- 相続後に売却される上場株式等は、毎年、約2.1兆円。
これは、個人の年間売り越し額約3兆円※の7割に相当。(※ 過去10年間の年平均)
- 今後、高齢化の進展に伴い、相続後に売却される上場株式等は、更に増加。

相続後の保有株数の推移



(出典) 日本証券業協会による会員に対するアンケート
(注) 24年8月～26年8月に相続により上場株式等の移管を受けた顧客140人
(預り資産残高の時価総額が大きい層20人×7社(一部ランダム抽出を含む))

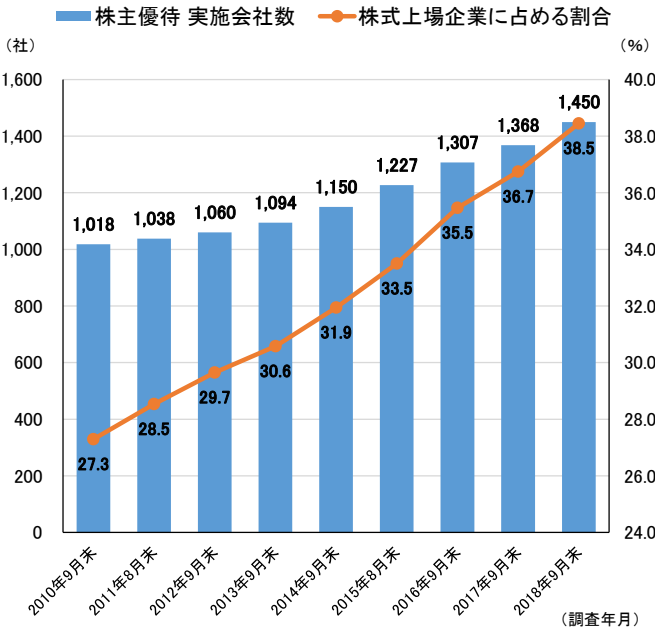
相続後における各年度の売却額(推計)



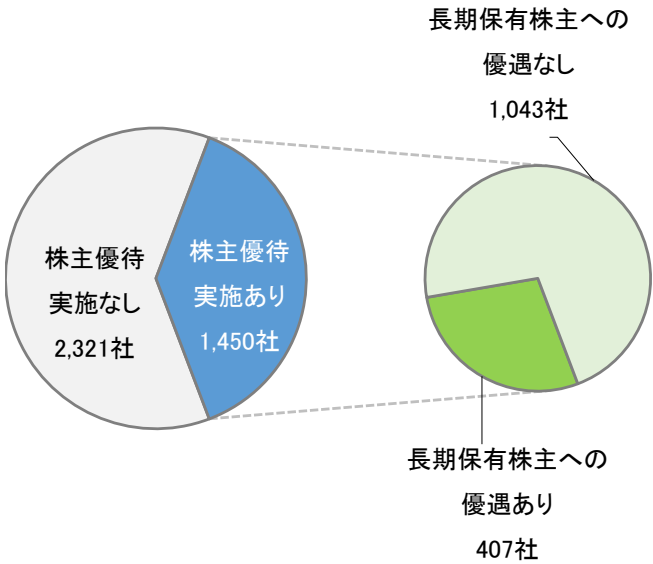
株主優待の実施状況

◆ 企業側においても、長期保有の株主（個人株主）を優遇する株主優待を実施する企業が増えている
⇒企業側においても長期安定株主となりうる個人株主の獲得が重要視されている

株主優待実施企業数と上場企業に占める割合



長期保有の株主を優遇する株主優待の実施状況
(2018年9月末)

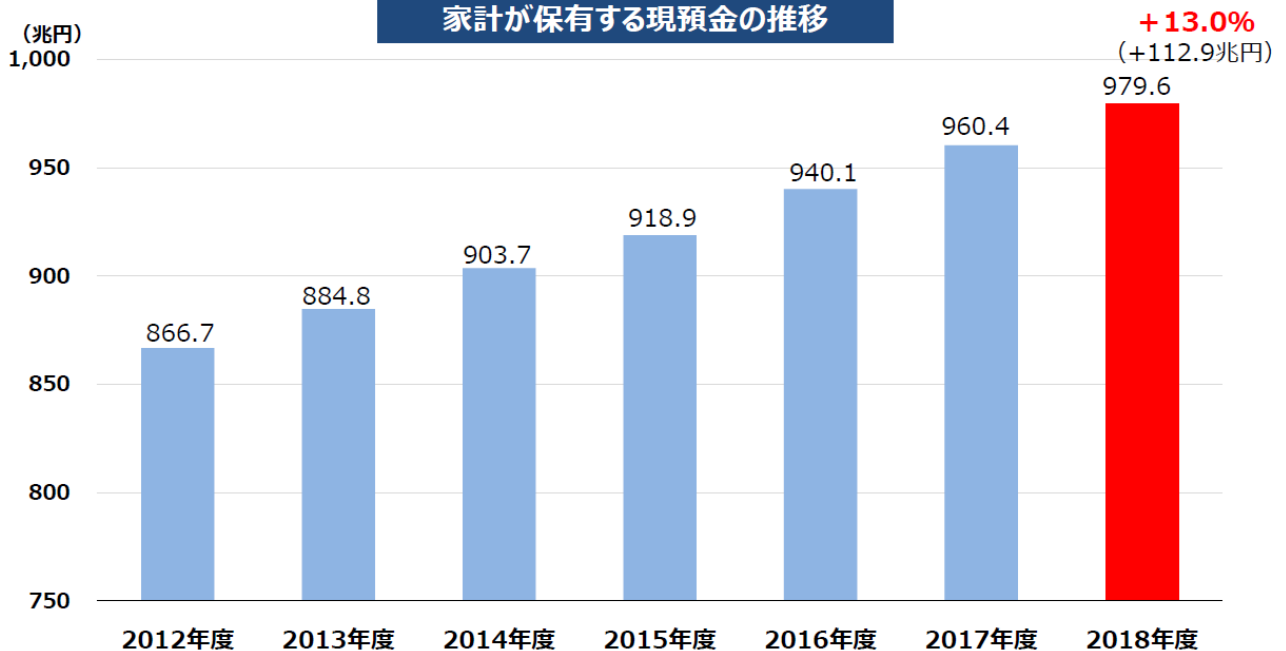


(出所) 大和インベスター・リレーションズ資料をもとに、日本証券業協会作成

家計部門の現状と課題

家計が保有する現預金の推移

○ 家計が保有する現預金は、所得の増加に伴い、2012年度から2018年度に**13.0%**増加。

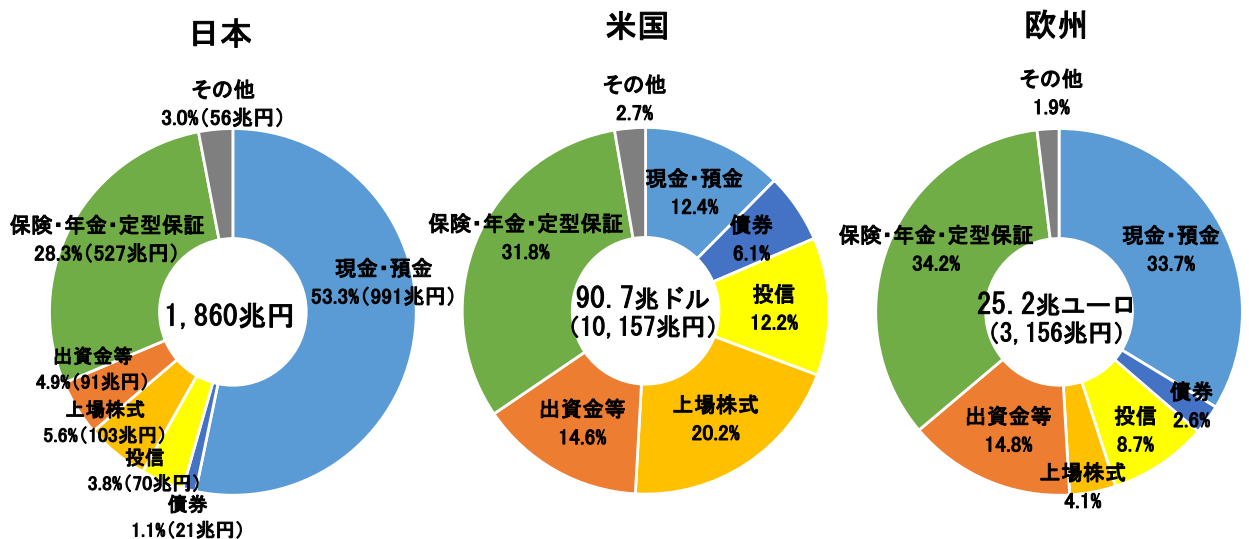


(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に作成。

18

日米欧における家計金融資産の比較(2019年6月時点)

◆ 日本における家計金融資産は、その過半が収益を生まない現預金であり、米欧と比べ特異な状況
 ⇒ **可処分所得の確保と資産形成のためには、リスク・リターンの見直しにより、資産運用効率を改善できるかが課題**



現金・預金 53.3%(991兆円)

現金・預金 12.4%

現金・預金 33.7%

上場株式・投資信託 9.3%(173兆円)
(103兆円) (70兆円)

上場株式・投資信託 32.3%

上場株式・投資信託 12.8%

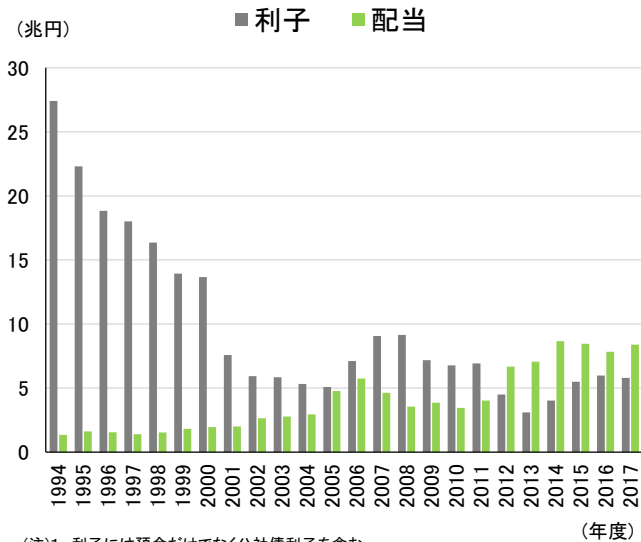
(注) 1ドル=112円、1ユーロ=125.44円で換算
 (出所) 日本銀行、FRB、ECB

19

家計における金融(利子・配当)所得の推移

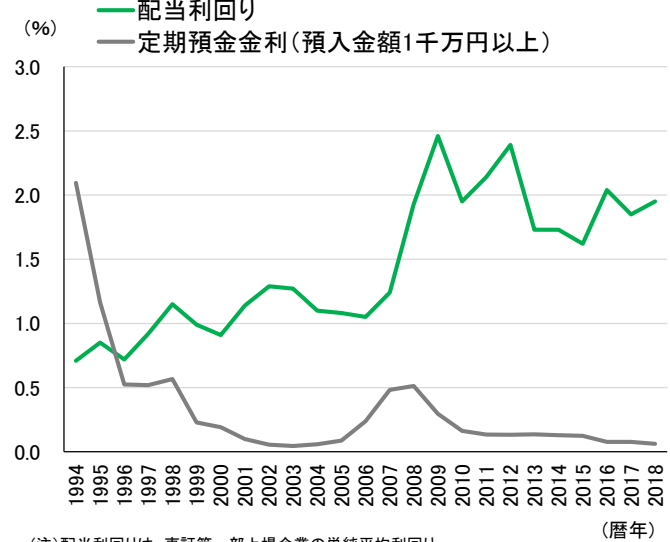
◆ 金利低下で利子所得が減少する一方、配当所得は増加傾向にあり、2012年度以降は配当所得が利子所得を上回っており、2014年度以降は、配当所得が8兆円を超過
⇒家計の可処分所得の向上の観点から、配当所得の重要性が増加
⇒証券投資において、中長期保有により安定的な資産形成を目指すことの重要性が増加

家計における金融所得の推移



(注)1. 利子には預金だけでなく公社債利子を含む。
2. 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7~9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。
(出所) 内閣府「国民経済計算」

配当利回りと定期預金金利の推移

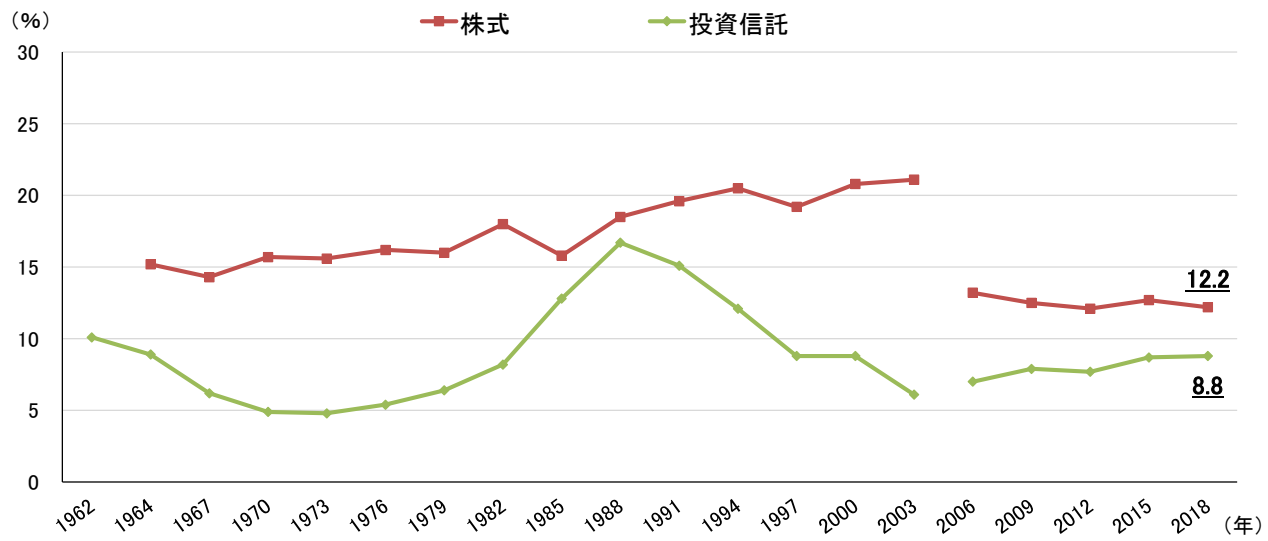


(注) 配当利回りは、東証第一部上場企業の単純平均利回り。
(出所) 日本銀行「定期預金の預入期間別平均金利」、東京証券取引所「統計月報」

家計におけるリスク資産(株式・投資信託)の保有実態等

◆ 家計のリスク資産の保有率は未だに1割程度しかないとの調査もある(ただし幅を持って見る必要)
⇒家計金融資産の運用効率の改善には、膨大な投資未経験者層に対し、いかにして証券投資に興味・関心を持ってもらうかが重要な課題

リスク資産の保有率の推移



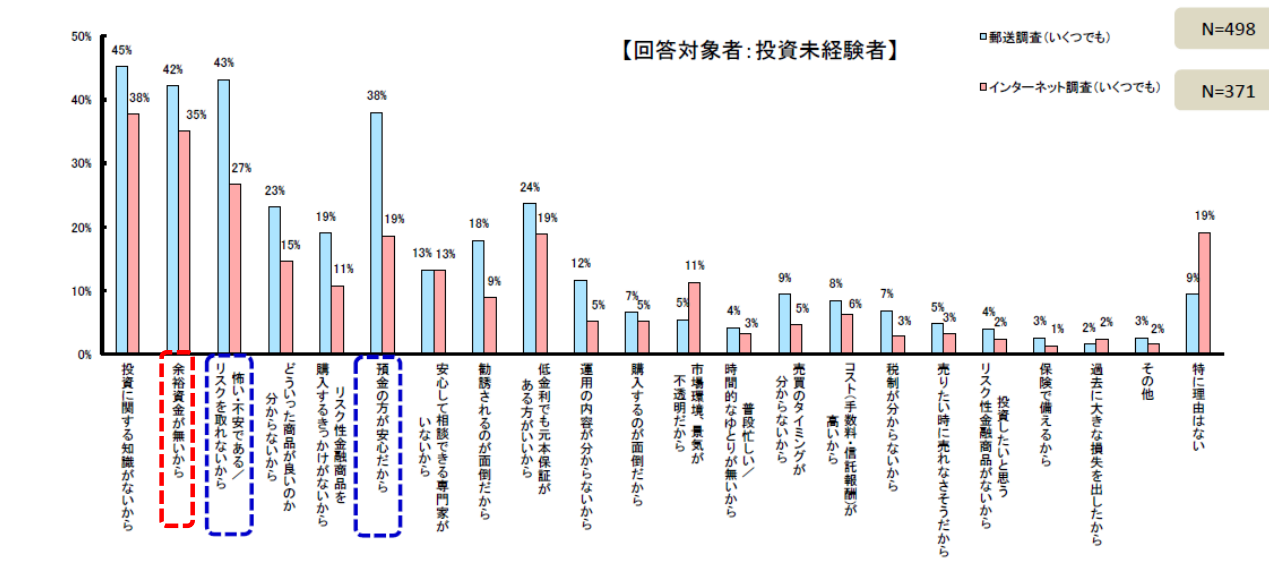
(注) 2003年以前は世帯、2006年以降は個人の保有率。
(出所) 日本証券業協会

証券投資に対する意識・必要性

◆ 投資を行わない理由として「余裕資金が無いから」、「怖い・不安である／リスクを取れないから」、「預金の方が安心だから」という回答が約4割存在する

⇒①小口(証券会社によって概ね100円～1,000円)からの投資が可能であること、②中長期保有による安定的な資産形成の可能性、③時間分散投資・積立投資の有効性等、が未だ国民に広く浸透していない

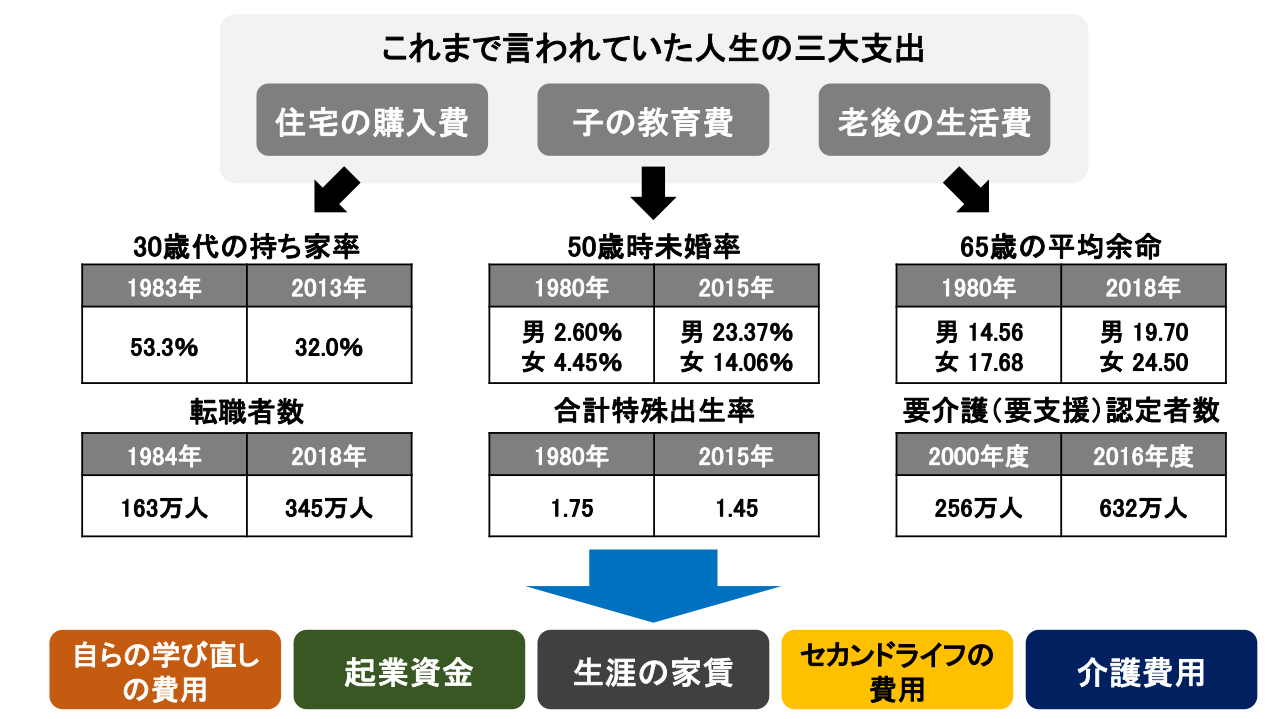
Q49 現在、リスク性金融商品を購入していない理由は何ですか。(複数回答)
また、その中で、最も大きな理由は何ですか。



(出所)金融庁「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について」より抜萃

高齢化とライフスタイルの多様化による変化

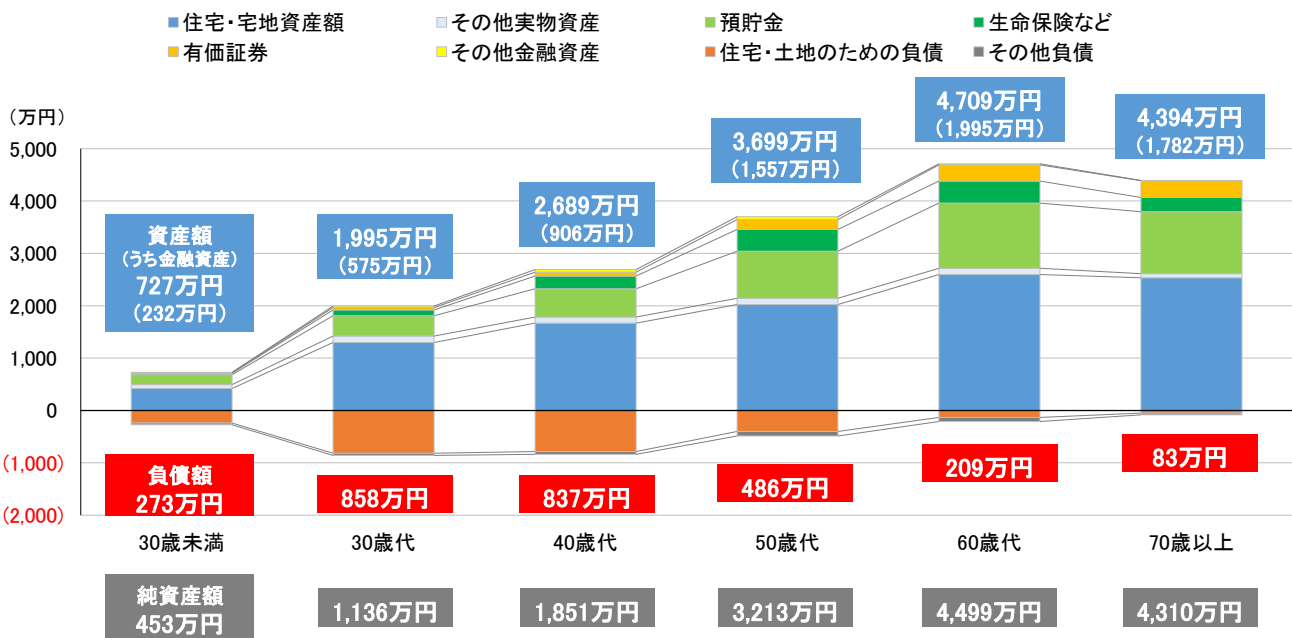
◆ 高齢化・ライフスタイルの多様化に対応した資産形成制度へのニーズが高まっている



(注)「転職者」とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者(2018年は10～12月期の数値)
(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、総務省「住宅・土地統計調査」「労働力調査」、厚生労働省「簡易生命表」「介護給付費等実態統計」

年齢階層別の家計の資産・負債残高

- ◆ 資産残高は60歳代が最も多く、30歳代までは負債残高が増加する
- ◆ どの年齢層でも住宅・宅地が最大の資産であり、有価証券などの金融資産が占める割合は年齢層が上がるほど多くなる傾向



(注) 1. その他実物資産は耐久消費財資産額と会員権の合計。
2. 資産額、負債額及び純資産額は万円未満を切り捨てているため、計算が一致しない場合がある。
(出所) 総務省「2014年全国消費実態調査【総世帯】」第69表 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり資産額」より日本証券業協会作成

NISA(一般NISA、つみたてNISA)の 制度期限の延長等

平成31年度税制改正大綱

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

NISA については、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

26

NISAの制度期限延長に関する論点

1. NISAの政策目的（― 各年度の与党税制改正大綱より ―）

- (1) 家計の安定的な資産形成の支援（一般NISA、つみたてNISA）
- (2) 経済成長に必要な成長資金の確保（一般NISA）

（参考）政策目的の違いによるNISAの制度差異（32～33ページ）

2. NISAの利用状況（一般NISAに対する誤解を中心に）

(1) NISAの口座数と買付額（35～36ページ）

一般NISAはNISA全体の9割を占め、その買付額はつみたてNISAの約100倍

⇒ 成長資金の供給に貢献している

(2) NISAの利用者の年齢（37～39ページ）

一般NISAの利用は高齢者の利用が多く、若年層に利用されていないのでは？

⇒ 2019年の一般NISA開設者の4割以上が40歳以下、6割以上が50歳以下
（制度開始後5年間に一般NISA開設者のうち、若年層の占める割合が年々上昇）

(3) NISAによる投資銘柄（40～45ページ）

一般NISAはボロ株（超低位株）の短期売買に利用されているのでは？

⇒ ・買付上位銘柄は、中長期保有に適した高配当銘柄や大型の新規公開銘柄であり、
政策目的に沿ったもの

・超低位株の短期売買は極めて少数（口座数でみて0.011%）

27

(4) NISAによる個人投資家の裾野拡大への寄与 (49～53ページ)

NISAは既存投資家を中心に利用され、裾野拡大に寄与していないのでは？

⇒ 過去4年間に証券投資を始めた者のうち、約5割がNISA開設を契機としている。
個人株主数も着実に増加している

(5) NISAの利用者の所得額や金融資産保有額 (54ページ)

NISAは高所得者や多額の金融資産保有者を中心に利用されているのでは？

⇒ NISAの利用者は、現状でも中間層以下が多い（世帯年収600万円未満が約6割、
世帯当たりの保有金融資産1,000万円未満が約4割）

(備考) NISA制度と私的年金制度（DB、DC、iDeCo） (63～70ページ)

- ・ NISAは、老後の支出だけでなく、教育、住宅、起業、リカレント教育（自らの学び直し）等の多様な資金使途に対応するもの
- ・ NISAには、年金のように年齢による加入制限や払出制限はない

28

NISAの制度期限の延長等①

－ 政策目的 －

29

税制改正大綱(NISA制度の政策目的・検討課題)

●平成25年度税制改正大綱(一般NISA創設) (注)

【一般NISA創設】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援
- ・ 経済成長に必要な成長資金の供給を拡大

●平成27年度税制改正大綱(一般NISAの限度額拡充[100万円⇒120万円]、ジュニアNISA創設)

【一般NISAの限度額拡充】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援
- ・ 経済成長に必要な成長資金を確保

【ジュニアNISA創設】

- ・ 若年層への投資のすそ野の拡大等を図る

●平成29年度税制改正大綱(つみたてNISA創設)

【つみたてNISA創設】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため

【検討事項】

- ・ 制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討

●平成31年度税制改正大綱(NISAの望ましいあり方の検討)

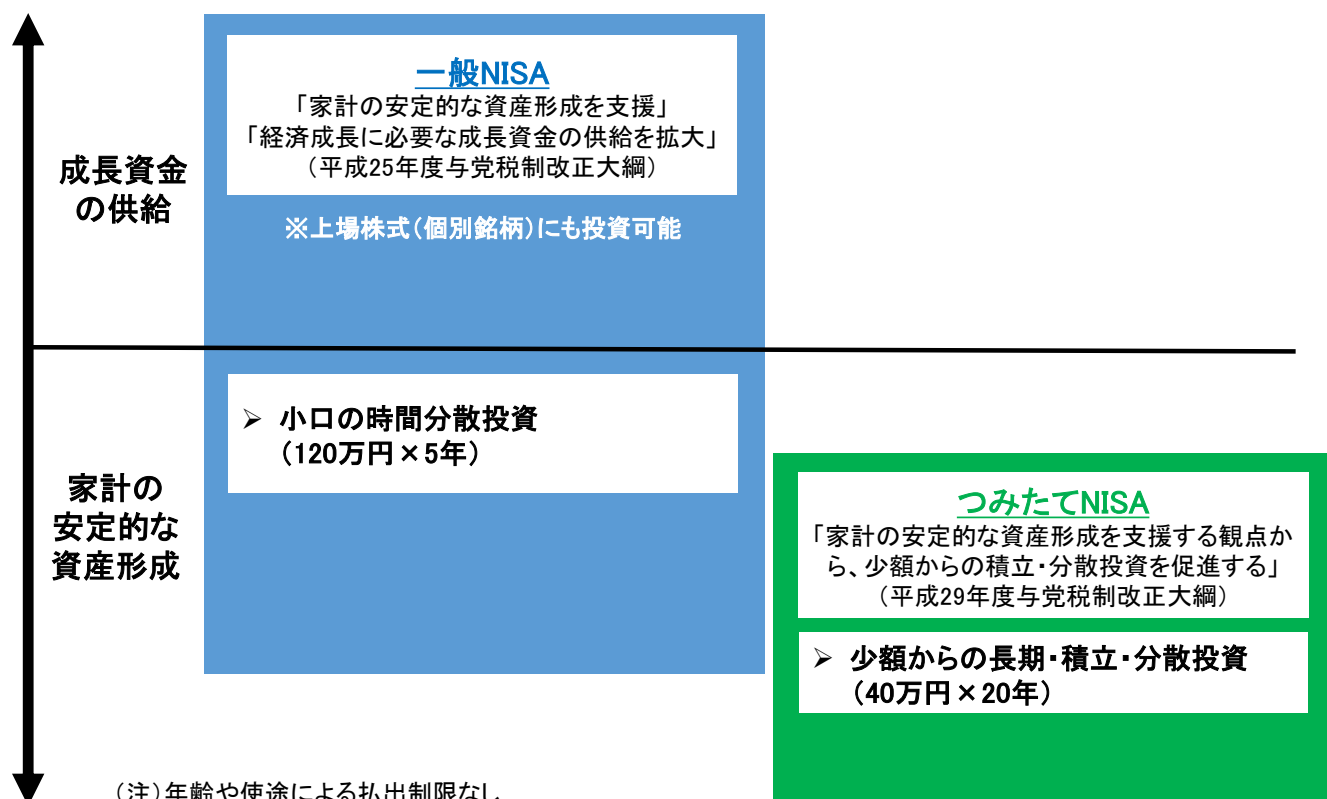
【検討課題】

- ・ 政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討

(注) 平成25年(2013年)12月末で上場株式等に係る軽減税率(10%)が廃止され、平成26年(2014年)から本則税率(20%)に引き上げられている

30

一般NISA、つみたてNISAの政策目的



31

一般NISAとつみたてNISAの比較

● 投資手法

	スポット投資	積立投資 (定時・定額)
一般NISA	○	○
つみたてNISA	×	○

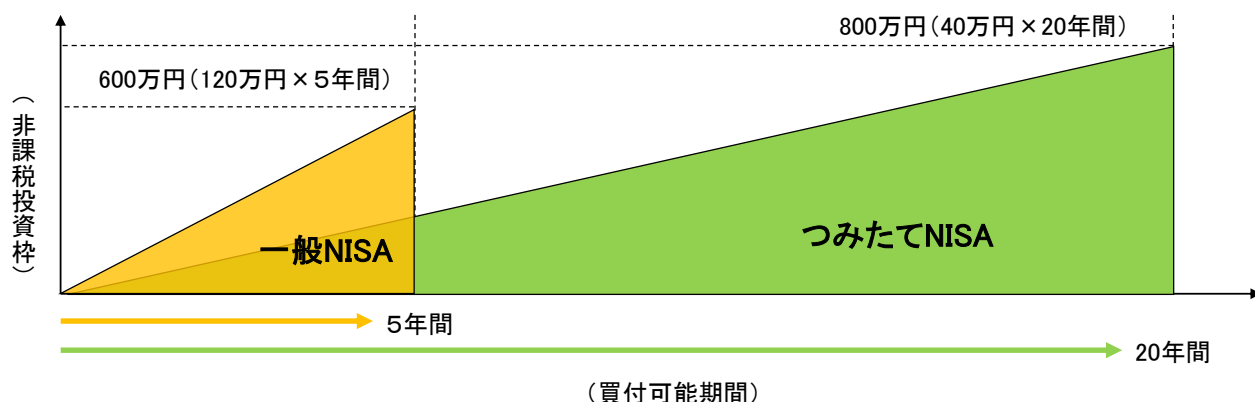
● 投資可能な有価証券

(注) 銘柄数は2019年8月末時点
(つみたてNISA対象銘柄のみ2019年10月1日時点)

	上場株式 (3,770銘柄)	J-REIT等 (63銘柄)	ETF (195銘柄)	公募株式投信 (5,967銘柄)
一般NISA	○	○	○	○
つみたてNISA	×	×	一部○ (7銘柄のみ)	一部○ (166銘柄のみ)

長期の積立・分散投資に適した
一定の投資信託(告示で規定)

● 買付可能期間と非課税投資枠



一般NISAとつみたてNISAの比較(対象商品)

(イメージ図)



【一般NISA】

金融庁監督指針により、制度趣旨に則った適切な金融商品の提供・勧誘等を行う旨が記載

- ・ 金融リテラシー向上のための情報提供
- ・ 安定的な資産形成に資する金融商品の提供
- ・ 手数料等の収入面に偏重しない評価体系の構築 等

⇒販売業者への規制を通じて政策目的の実現を図ることとされている

2018年、積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ新設

【つみたてNISA】

告示により長期の積立・分散投資に適した金融商品に限定されている

- ・ 販売手数料がゼロ、保有に要するコストが低額
- ・ 運用期間が長期(無期限又は20年以上)
- ・ 毎月分配以外のもの 等

(注) 銘柄数は2019年8月末時点
(つみたてNISA対象銘柄のみ2019年10月1日時点)

NISAの制度期限の延長等②

— 利用状況 —

- 口座数はNISA全体で約1,342万口座、総買付額は約17.2兆円（35～36ページ）
- つみたてNISAの利用者は約7割が若年層、一般NISAの利用者は約7割が50歳以上だが、制度創設以来の5年間で、新規口座開設者における若年層の割合が年々増加している（37～39ページ）
- NISAによる買付額は、家計の保有する上場株式・投信の約1割を占める（40ページ）
- 一般NISAでは中長期保有に適した配当利回りが高い銘柄が選好されており、成長資金供給にも重要な役割を果たしている（41～43ページ）
- 一般・つみたてNISAはともに証券投資のきっかけとして大きな役割を果たしており、個人株主数の増加にも寄与している（49～53ページ）
- NISAの利用者を所得区分別・保有金融資産別に見ると、中間層以下に多く利用されている（54ページ）

34

NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の利用状況（2019年6月末時点）

ONISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA口座数及び買付額

	口座数	買付額
NISA（一般・つみたて）	1,308万9,411口座	17兆593億2,467万円
一般NISA （うち積立投資分）	<u>1,161万8,539口座</u> (36万4,397口座)	<u>16兆8,812億3,542万円</u> (6,566億8,815万円)
つみたてNISA	147万872口座	1,780億8,925万円
ジュニアNISA （うち積立投資分）	32万8,982口座 (3万1,487口座)	1,405億8,345万円 (41億241万円)
NISA制度全体	1,341万8,393口座	17兆1,999億812万円

(注) 1. 一般NISA口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2019年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。
2. 一般NISA・ジュニアNISAの積立投資分は、証券会社において積立投資契約を行っている口座数及び積立投資契約での買付額。
(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」

ONISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA取扱金融機関数

	証券会社	その他金融機関 (注)	全金融機関合計
一般NISA	131社	546法人	<u>677法人</u>
つみたてNISA	65社	488法人	<u>553法人</u>
ジュニアNISA	120社	213法人	<u>333法人</u>

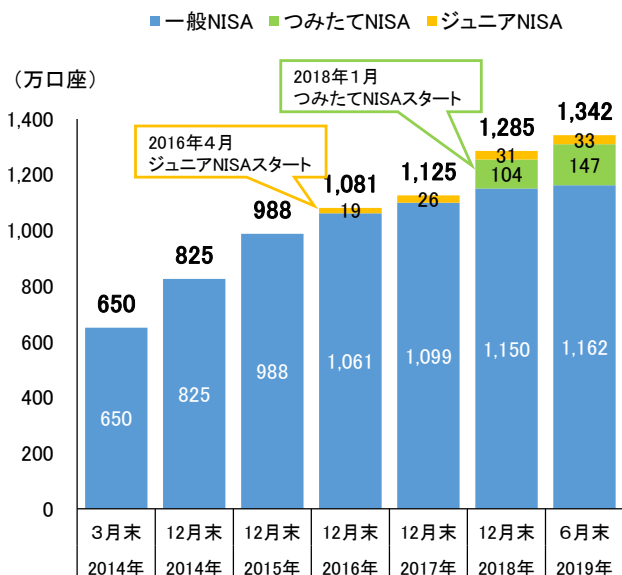
(注) その他金融機関には、銀行(都銀、地銀、ゆうちょ銀)、信託銀行、信用金庫、信用組合、投信会社、農協、労働金庫、生損保を含む。

35

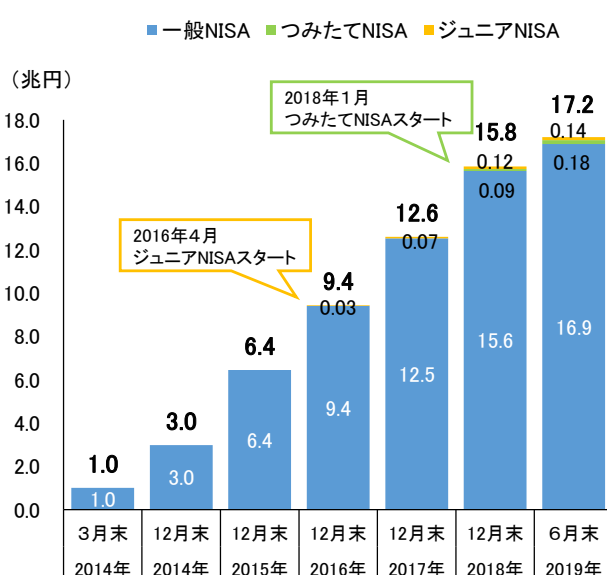
NISA口座数・買付額の推移

- ◆ NISA（一般、つみたて）・ジュニアNISAは、これまで約1,342万口座（概ね国民10人に1人）が開設され、約17.2兆円の新規投資が行われており、**国民の資産形成に不可欠な制度**となりつつある
⇒推計個人株主数1,985万人のうち、約7割(67.6%)が利用している

NISA口座数の内訳と推移



NISA買付額の内訳と推移



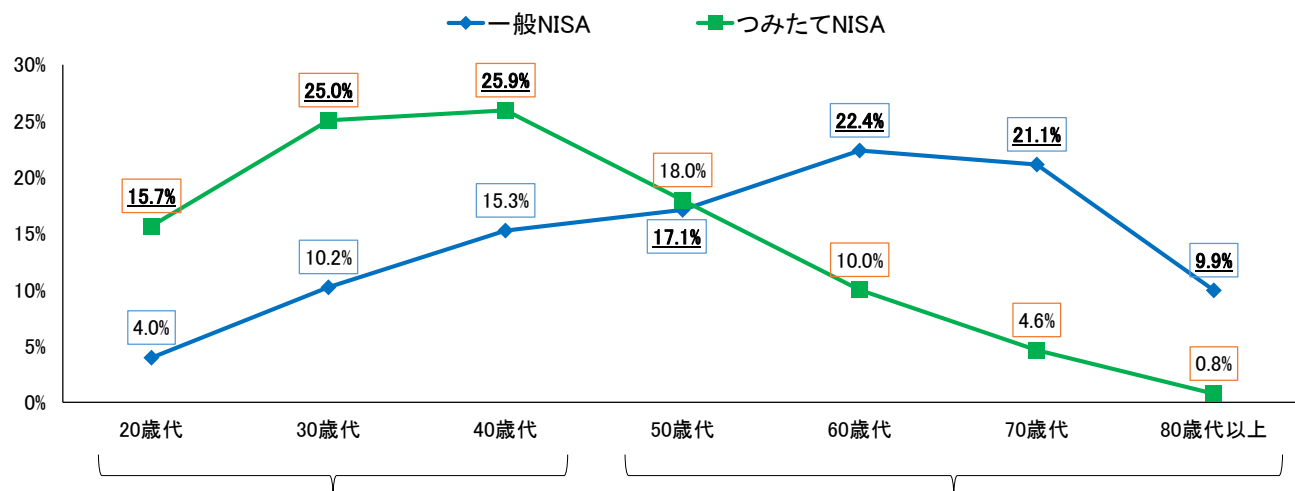
(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査」

(注) 推計個人株主数は、証券保管振替機構と日本取引所グループの統計をもとに日本証券業協会が算出した、2018年度における名寄せ後の人数。

36

一般NISA・つみたてNISA口座における年代別割合(全金融機関)(2019年6月末時点)

- ◆ 一般NISAの利用は50歳代以上が中心(70.5%)
- ◆ つみたてNISAの利用は若年層(20歳代～40歳代)が中心(66.6%)
⇒世代によって制度が使い分けられている



つみたてNISAの利用者は
約7割が若年層

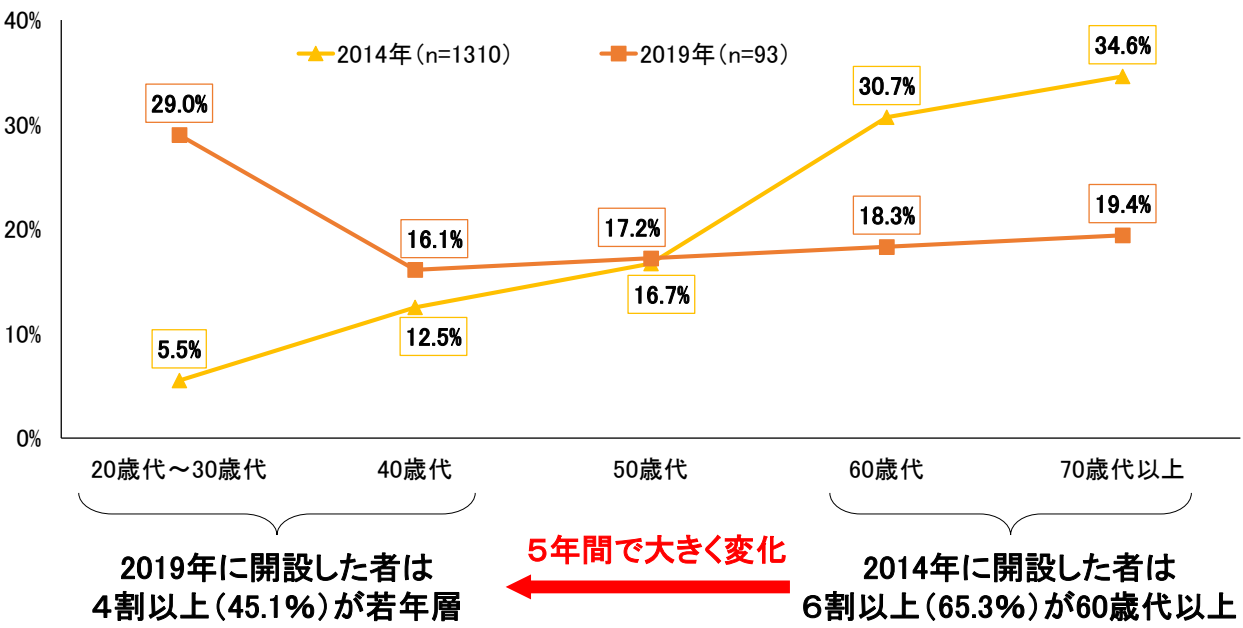
一般NISAの利用者は
約7割が50歳代以上

(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」

37

一般NISAにおける口座開設年齢の比較

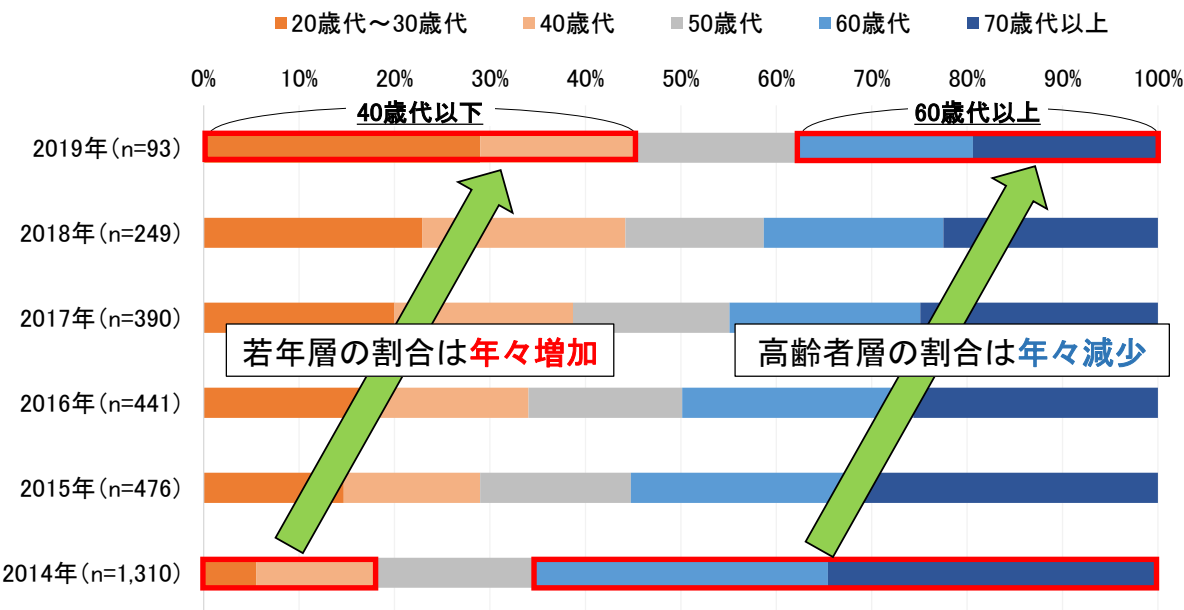
◆ 一般NISAの利用者における口座開設年齢を比較すると、2014年では60歳代以上が6割以上を占めるところ、2019年では40歳代以下が4割以上、50歳代以下まで含めると6割以上を占める結果となっている
⇒この5年間で新規口座開設者のうち、若年層が占める割合が高くなっている



(出所) 日本証券業協会「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査について」

一般NISAにおける口座開設年齢の比較

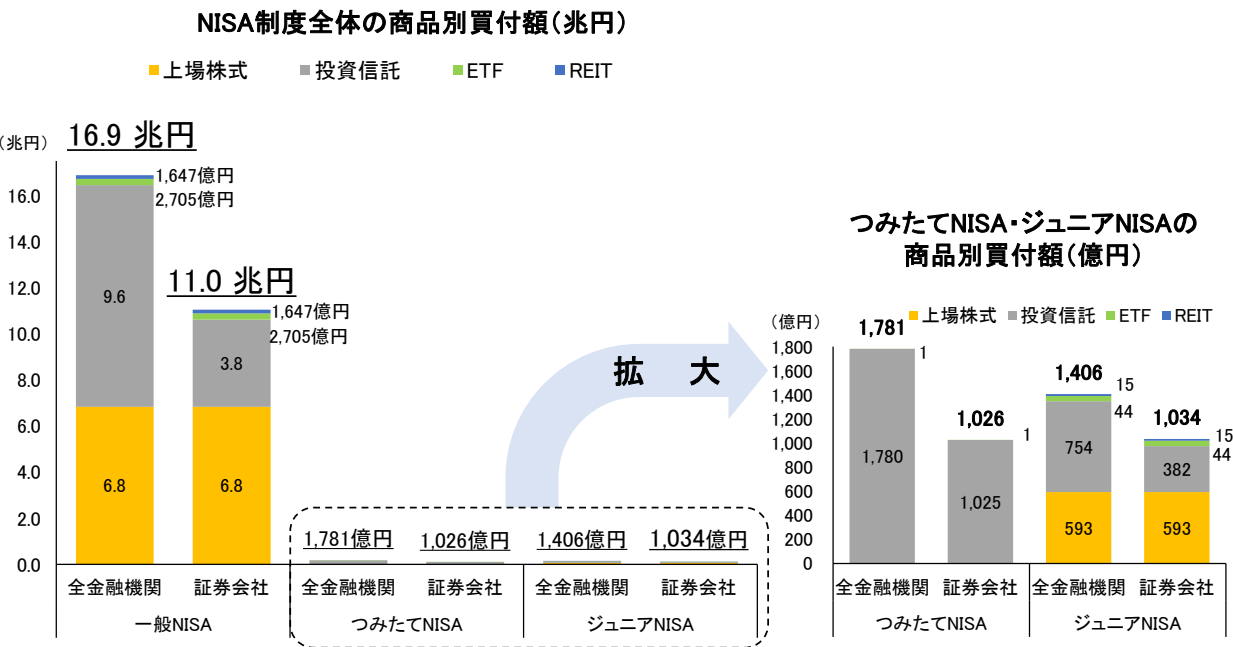
◆ 一般NISAの利用者における各年の口座開設者の年齢を比較すると、2014年では60歳代以上が6割以上を占めるところ、2019年では40歳代以下が4割以上、50歳代以下まで含めると6割以上を占める結果となっている
⇒この5年間に新規口座開設者のうち、若年層が占める割合が年々高くなっている



(出所) 日本証券業協会「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査について」

NISAによる商品別の買付額

- ◆ NISAによる買付額は、**家計金融資産1,860兆円のうち0.9%に達する**
- ◆ さらに、**家計保有の上場株式・投信173兆円のうちでは9.9%に達する**



40

主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の5年間の合計)

- ◆ 一般NISAでは配当利回りが高い銘柄が選好されている
(主要証券会社の一般NISA口座における上場株式の買付額(3兆9,794億円)の18.8%を占める)
⇒国民は一般NISAを利用して、配当による可処分所得を確保しつつ資産形成を行っている

	銘柄名	買付額	配当利回り
1	みずほフィナンシャルグループ*	1,566億円	4.27%
2	日本郵政*	1,005億円	2.73%
3	ソフトバンク	942億円	4.37%
4	キャノン*	682億円	4.91%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ*	654億円	3.78%
6	トヨタ自動車*	618億円	3.25%
7	日産自動車*	590億円	5.98%
8	三井物産*	523億円	4.51%
9	武田薬品工業*	464億円	4.07%
10	ゆうちょ銀行	450億円	4.00%
—	東証1部上場銘柄の平均	—	1.89%

(注) 1. *マークは日経平均構成銘柄。
2. 買付額は主要証券会社9社の各年のランキング上位10銘柄ベースの合計額で、億円未満を切り捨て。
3. 配当利回りは会社四季報(2019年1集新春号)掲載の数値。東証1部上場銘柄の平均は2018年末における単純平均利回り。
(出所) 日本証券業協会

主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の各年の推移)

◆ 各年の買付額上位銘柄にはその年の大型の新規公開(IPO)銘柄(※)がランクインしている
⇒一般NISAは市場への成長資金(リスクマネー)供給にも重要な役割を果たしている

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1	みずほFG	ゆうちょ銀行※	みずほFG	日本郵政※	ソフトバンク※
2	武田薬品工業	日本郵政※	トヨタ自動車	みずほFG	日産自動車
3	三井物産	みずほFG	九州旅客鉄道※	日産自動車	JT
4	イオン	三井物産	三菱UFJ FG	すかいらーくホールディングス※	みずほFG
5	キャノン	かんぽ生命※	キャノン	トヨタ自動車	武田薬品工業
6	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG	三井物産	キャノン	キャノン
7	トヨタ自動車	トヨタ自動車	武田薬品工業	シャープ	すかいらーくホールディングス
8	ANAホールディングス	キャノン	イオン	東芝	日本郵政
9	野村ホールディングス	東芝	三井住友FG	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG
10	ソフトバンクグループ	オリエンタルランド	コメダホールディングス※	JT	KDDI

(注)主要証券会社9社の各年の買付額上位10銘柄ベースの合計額でランキングを作成。
(出所)日本証券業協会

42

(参考)各年の一般NISAにおける超低位株(年中の月末終値平均が20円未満)の売買状況

暦年	該当銘柄 (月末終値平均)	一般NISA 口座数	当該銘柄を 買付けた口座数	当年中に全て 売却した口座数
2014年	A社(5円)	3,366,208口座 (100%)	925口座(0.027%)	307口座(0.009%)
	B社(10円)		1,010口座(0.030%)	211口座(0.006%)
	C社(14円)		922口座(0.027%)	348口座(0.010%)
	D社(17円)		441口座(0.013%)	192口座(0.005%)
	E社(19円)		602口座(0.017%)	174口座(0.005%)
	F社(19円)		1,046口座(0.031%)	345口座(0.010%)
2015年	A社(4円)	3,786,829口座 (100%)	658口座(0.017%)	232口座(0.006%)
	B社(9円)		1,448口座(0.038%)	313口座(0.008%)
	C社(19円)		2,016口座(0.053%)	860口座(0.022%)
	D社(18円)		1,215口座(0.032%)	495口座(0.013%)
2016年	B社(7円)	3,970,438口座 (100%)	1,078口座(0.027%)	286口座(0.007%)
	C社(16円)		1,144口座(0.028%)	452口座(0.011%)
	D社(11円)		792口座(0.019%)	287口座(0.007%)
	F社(8円)		1,298口座(0.032%)	796口座(0.020%)
	G社(17円)		744口座(0.018%)	492口座(0.012%)
2017年	C社(17円)	4,054,994口座 (100%)	2,635口座(0.064%)	809口座(0.019%)
	D社(12円)		1,947口座(0.048%)	811口座(0.020%)
	G社(11円)		226口座(0.005%)	117口座(0.002%)
2018年	C社(13円)	3,305,724口座 (100%)	2,626口座(0.079%)	671口座(0.020%)
	D社(10円)		1,275口座(0.038%)	383口座(0.011%)

月末終値平均
10円未満
⇒平均0.009%

月末終値平均
20円未満
⇒平均0.011%

(出所)主要証券会社7社調査
(対面4社、ネット3社)
(注)小数点第4位以下切り捨て

一般NISAを超低位株の取引に利用している投資家は
利用者全体の極めて少数

43

つみたてNISAの対象商品について

公募株式投資信託の対象商品(2019年10月時点 166本)

- **インデックス投資信託**(市場平均に連動した成果を目指すもの)が**基本(148本)**
 - インデックスは金融庁が指定(日経平均株価やS&P500等)
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:0.5%以下、海外資産を運用:0.75%以下)
- **アクティブ運用の投資信託**(市場平均を上回る成果を目指すもの)は、
例外的に、**継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ(18本)**
 - 純資産額が50億円以上、運用実績が5年以上、資金流入超の実績が認められるもの
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:1.0%以下、海外資産を運用:1.5%以下)
- **販売手数料は0%(ノーロード)**

44

つみたてNISA対象商品(公募投信)の資金増減額上位銘柄(2018年1月～2019年7月)

◆ つみたてNISAでは信託報酬率の低いファンドが選好されている

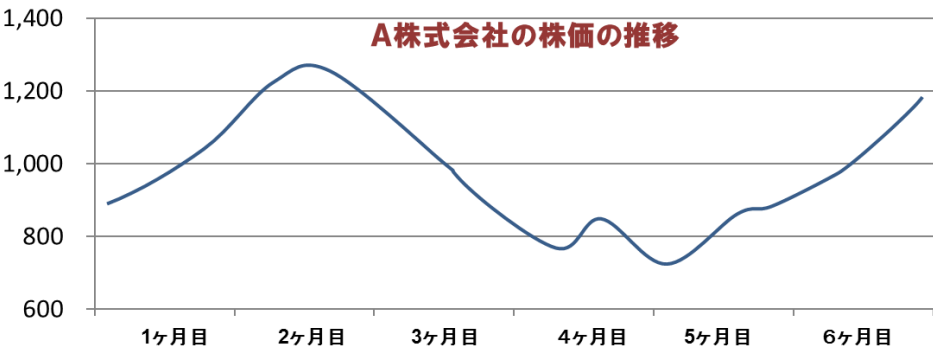
	ファンド名	運用手法	運用資産	信託報酬率 (税抜)
1	ひふみプラス	アクティブ	内外	0.98%
2	<購入・換金手数料なし>ニッセイ外国株式インデックスファンド	インデックス	海外	0.09%
3	eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	インデックス	海外	0.09%
4	楽天・全米株式インデックス・ファンド	インデックス	海外	0.12%
5	ひふみ投信	アクティブ	内外	0.98%
6	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	アクティブ	内外	0.46%
7	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	インデックス	海外	0.15%
8	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	インデックス	内外	0.14%
9	楽天・全世界株式インデックス・ファンド	インデックス	内外	0.12%
10	セゾン資産形成の達人ファンド	アクティブ	内外	0.53%
—	株式投信(追加型)の最大値	インデックス	—	1.65%
		アクティブ	—	2.38%

(注) つみたてNISA以外での資金流入も含めたランキング。
(出所) 投資信託協会より日本証券業協会作成

45

積立投資(ドル・コスト平均法)のメリット

- 毎回、同じ金額で継続して買い付ける方法
- 時間分散投資により、購入価格を平均化することができる
- 価格が安いときは多く、価格が高いときは少なく購入するため、結果として1単位当たりの購入価格を下げることができる



	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	合計	1株当たりの価格
株価の動き	1,000円	1,250円	1,000円	760円	830円	1,110円		
毎月の購入金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円	968円
毎月1万円で購入可能な株数	10株	8株	10株	13株	12株	9株	62株	

46

積立投資(定時・定額)により高値掴み等のリスクを軽減(積立投資における日経平均の利回り)

- ◆ 各投資開始時期から毎月末に1万円ずつ、日経平均株価に積立投資をしていった場合の2019年1月末時点のリターンを推計

⇒毎月定額を投資する積立投資では、バブル・ピーク時も含む全投資開始時期において、日経平均株価に投資した場合のトータルリターンは大幅なプラスとなっている

NISA制度スタート							
投資開始時期	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1	2014/1
掛け金合計	350万円	325万円	265万円	205万円	145万円	85万円	61万円
現在の資産	505万円	485万円	419万円	338万円	228万円	113万円	68万円
トータルリターン (年率換算)	30.7% (1.1%)	33.0% (1.2%)	36.8% (1.7%)	39.4% (2.3%)	36.5% (3.0%)	25.3% (3.6%)	10.6% (2.1%)

(出所)日本証券業協会

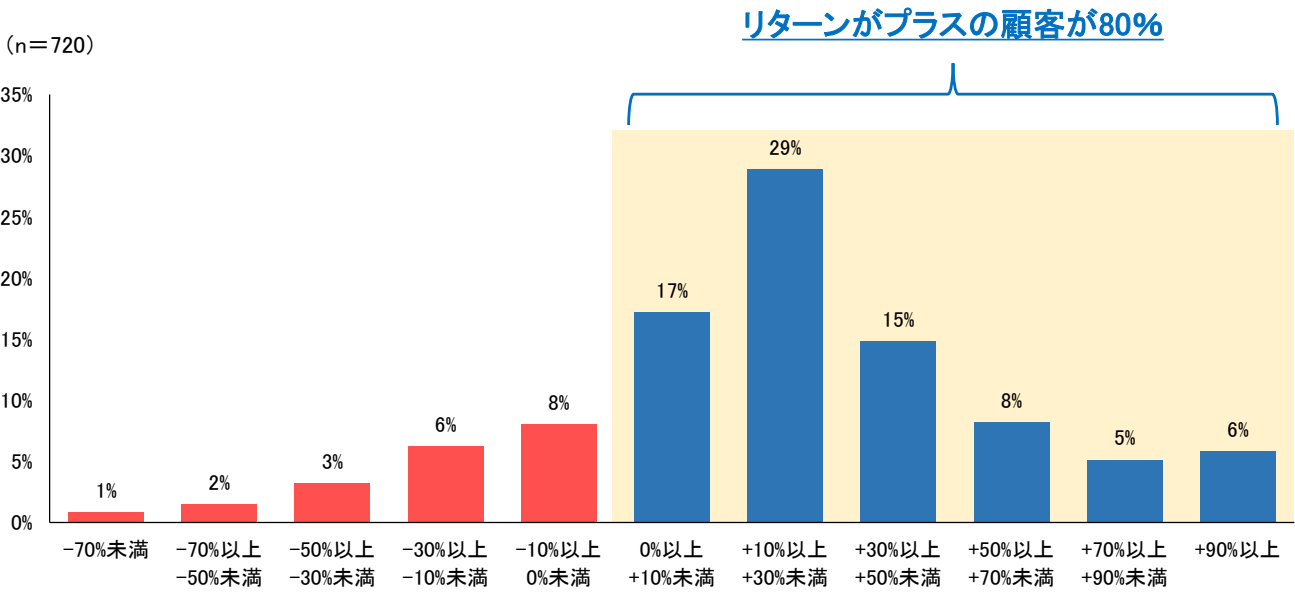
(参考)日経平均株価の終値

日付	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1	2014/1	2019/1
日経平均株価 (円)	37,132.68	23,801.18	19,446.00	10,871.49	17,353.67	8,560.11	14,914.53	20,773.49

47

主要証券会社における一般NISAでの損益状況(2018年3月末時点)

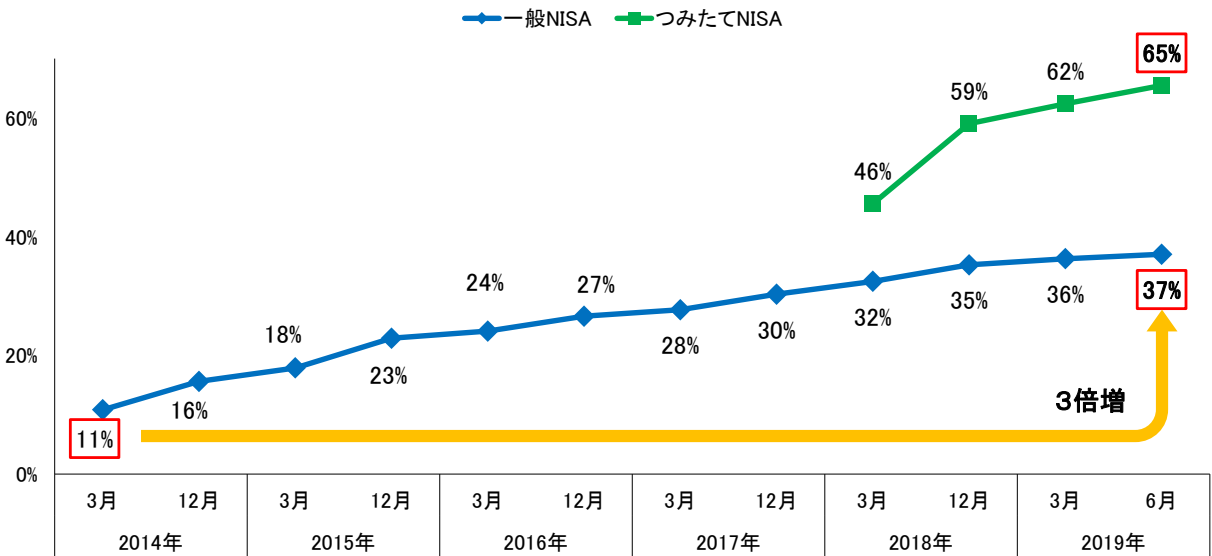
- ◆ 2014年の制度開始時に一般NISAで投資を行った顧客を対象に、2018年3月末時点におけるリターンの水準についてサンプル調査を実施
- ⇒約8割の顧客がプラスのリターンであり、一般NISAは家計の資産形成に寄与している



(注) 主要証券会社9社において2014年に一般NISAで買付を行った顧客を各社80名ずつサンプル抽出。
(出所) 日本証券業協会

つみたてNISA・一般NISA口座における投資未経験者数の推移(全証券会社)

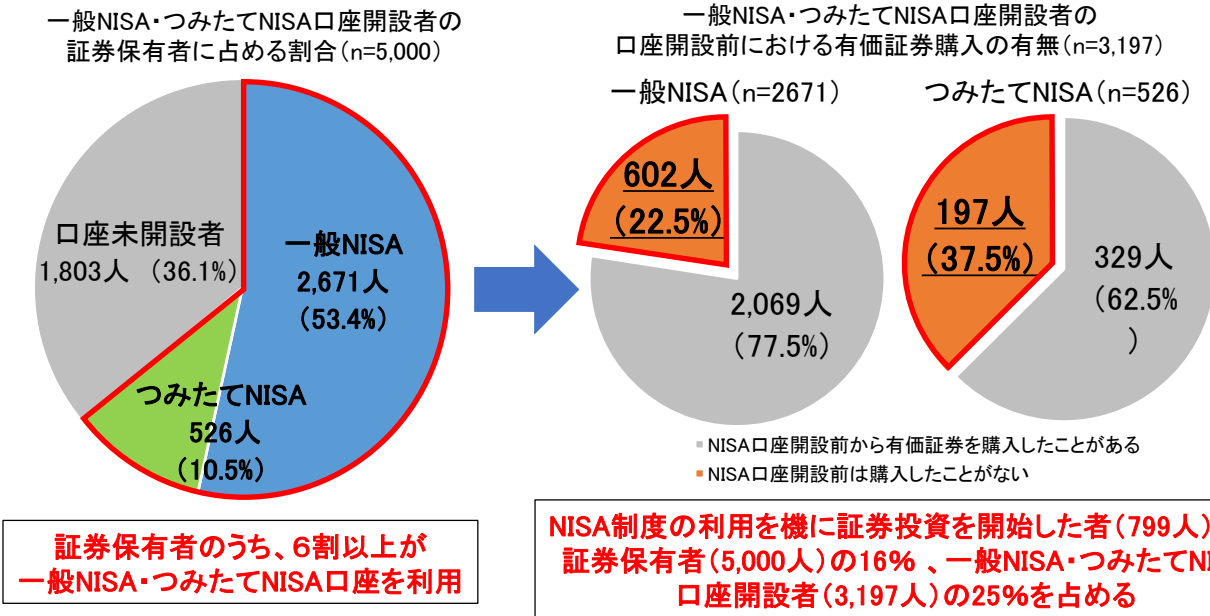
- ◆ つみたてNISAは投資未経験者が証券投資を始めるきっかけとなっている
- ◆ 一般NISAも投資未経験者の割合が5年間で3倍以上に高まっている
- ⇒投資未経験者に、投資に関心を持ってもらうきっかけとして期待される



(注) 一般NISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者と、つみたてNISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者としている。また、それぞれの割合は勘定設定口座数をベースに計算している。
(出所) 日本証券業協会

一般NISA・つみたてNISA口座開設者の有価証券購入経験の有無

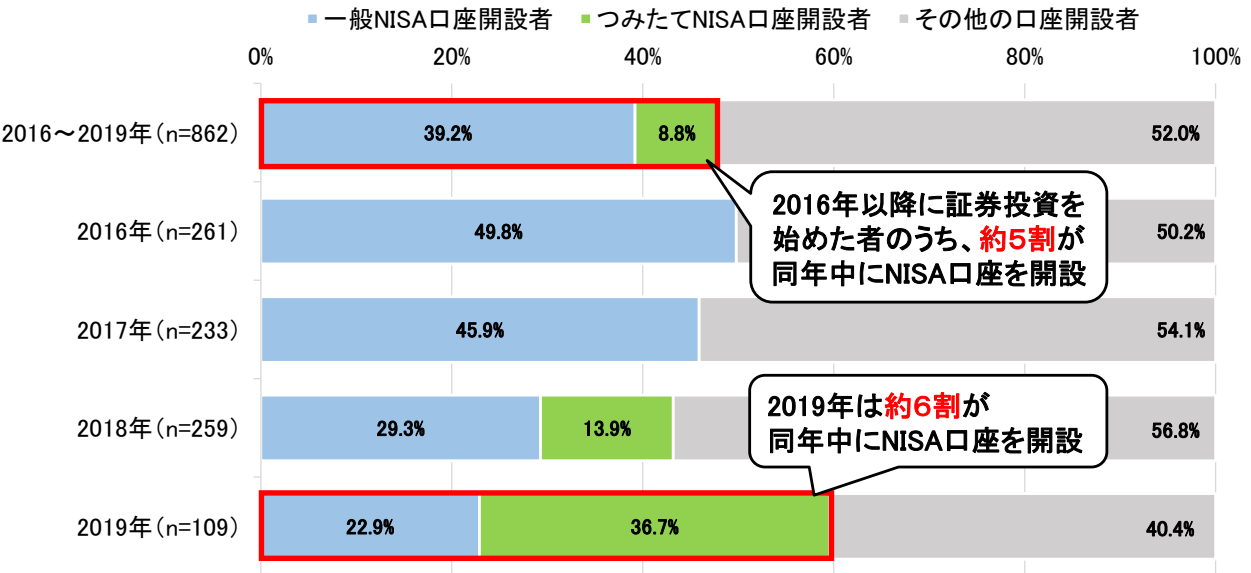
- ◆ 有価証券を保有する者のうち、一般NISA・つみたてNISA口座を開設している者は6割以上を占める
 - ◆ また、一般NISA口座開設者のうち、口座を開設する前に有価証券を購入したことがない者は22.5%を占め、つみたてNISA口座開設者のうち、口座を開設する前に有価証券を購入したことがない者は37.5%を占める
- ⇒一般NISA・つみたてNISAともに証券投資のきっかけとして大きな役割を果たしている



(参考) 一般NISA口座数: 約1,162万口座、つみたてNISA口座数: 約148万口座 (金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」)
(出所) 日本証券業協会「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査について」

一般NISA・つみたてNISA口座の開設時期

- ◆ 2016～2019年に初めて証券投資を行った者のうち、同じ年に一般NISA口座又はつみたてNISA口座を開設した者が占める割合は約5割であった
- ⇒一般NISA・つみたてNISAともに証券投資のきっかけとして大きな役割を果たしている

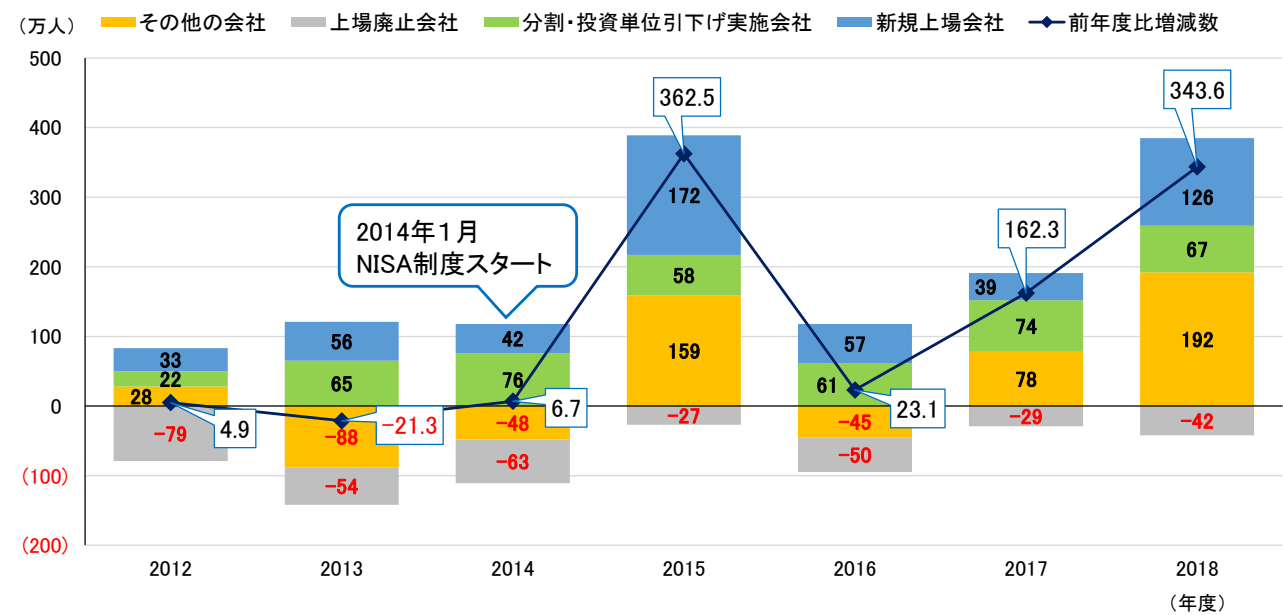


(注) 上記のグラフでは、「証券投資を開始した年」について、「2016年」～「2019年」のいずれかと回答した者のうち、「一般NISA口座又はつみたてNISA口座を開設した年」として回答した年が「証券投資を開始した年」と一致する者をそれぞれ「一般NISA口座開設者」、「つみたてNISA口座開設者」としている。なお、「その他口座開設者」は「証券投資を開始した年」に一般NISA及びつみたてNISA口座のいずれも開設していない者をいう。

(出所) 日本証券業協会「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査について」

個人株主数(延べ人数)増減の要因分析

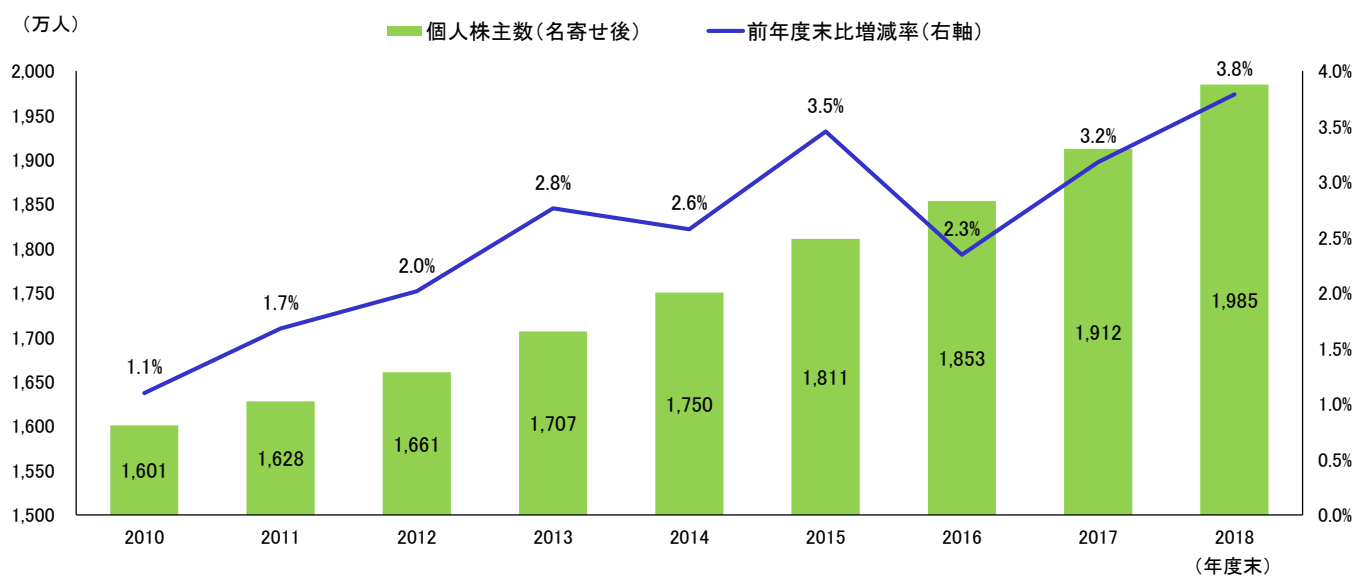
◆ NISA創設後5年間の個人株主数の増加は、**NISAをきっかけとした個人投資家の買付等が主な要因となっている**と推測される



(注) 1. 分割・投資単位引下げ実施会社は、調査年度中に効力発生日を迎えた、1:1.5以上の株式分割及び売買単位の引下げを行った会社(新規上場会社を除く)。
2. その他の会社は、新規上場会社、分割・投資単位引下げ実施会社のいずれにも該当しない会社。
3. 上場廃止会社については、前年度の個人株主数を集計。
(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」より日本証券業協会作成

個人株主数(名寄せ後)の推移(推計)
(ほふりデータ、東証「株式分布状況調査」から日証協推計)

◆ NISAの導入等の関係者の努力もあって個人株主数(名寄せ後)は、このところ着実に拡大している。2018年度末時点で、約1,985万人程度であったと推計される。



(注) 1. 「個人株主数(名寄せ後)」とは、例えば、ある個人株主が1人で10銘柄保有している場合に、個人株主数1名とカウントするものである。
2. 証券保管振替機構(振替機関)が証券会社等(口座管理機関)ごとに通知を受けた加入者(振替株式等の振替を行うために口座管理機関から口座の開設を受けた者)の情報について名寄せを行った後の「株主等通知用データ」(法人株主を含む。)に、東京証券取引所「株式分布状況調査」における各年の株主数(延べ人数)に占める個人の比率を乗じて推計。
(出所) 東京証券取引所、証券保管振替機構データより日証協推計

NISA(一般・つみたて)の所得区分別・保有金融資産別利用状況

◆下記の2つのアンケート調査結果を総合的に検討すると、**NISAは現状でも中間層以下で多く利用されている**

➢ 所得区分別

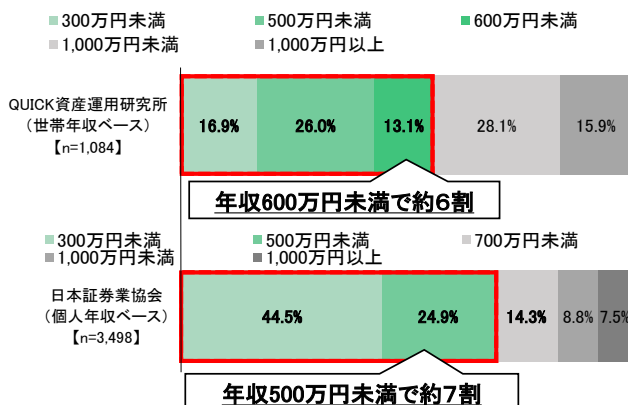
厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば国民の平均年収は全世帯で551万円、子供(児童)のいる世帯では743万円とされているが、この平均年収以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の過半を占めている

➢ 保有金融資産別

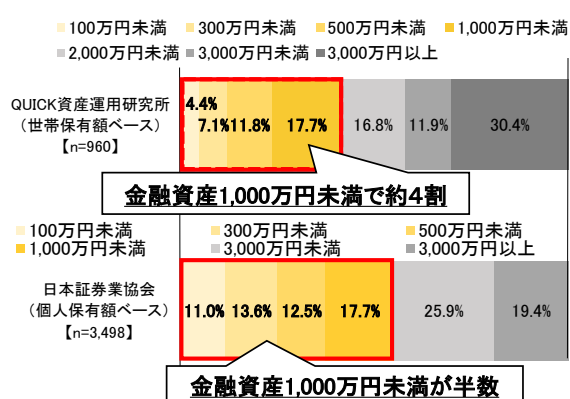
金融広報中央委員会によれば金融資産保有世帯における平均保有額は単身世帯で1,234万円、2人以上世帯で1,519万円とされているが、この平均保有額以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の半数を占めている

◆ しながら、低所得者層・金融資産の少ない層は、**①もともと証券投資になじみが薄くNISAの可能性に気付いていないこと、②NISAのメリットが富裕層に比べて相対的に大きいこと等から、官民による金融経済教育及び普及啓発活動を続けていくことにより、時間はかかるものの、NISAの一層の利用拡大が期待される**

所得区分別



世帯あたりの保有金融資産別



(注) 1. 所得の額・金融資産の額について「回答したくない」とした人を除く。
2. 一般NISAとつみたてNISAをそれぞれ異なる年で開設している場合は、それぞれ計上。

(出所) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査(2018年)」
日本証券業協会作成「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査」

54

NISAの制度期限の延長等③ — 税制改正要望 —

◆NISA制度の一層の利用拡大に向けた税制改正要望

【要望1】

NISA制度を恒久化又は延長すること

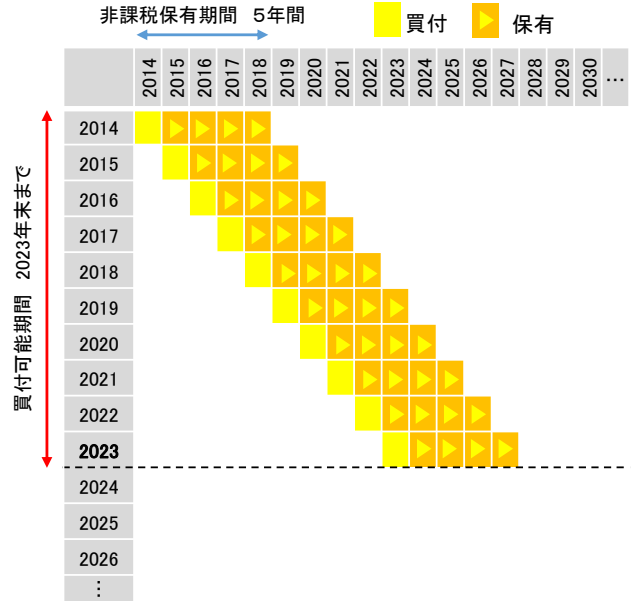
【要望2】

企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること

【要望1】NISA制度の恒久化又は延長について

【一般NISAの制度概要】

一般NISA	
制度創設	2014年1月
制度創設の目的	「家計の安定的な資産形成を支援」 「経済成長に必要な成長資金の供給を拡大」 (平成25年度与党税制改正大綱)
対象者	20歳以上の居住者(注)
買付可能期間	2023年まで
買付可能額	年間120万円 ※ 制度全体では、120万円×5年間で 最大600万円の非課税投資が可能
非課税保有期間	買付から5年間
投資可能商品	上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等
実績	口座数: 1,161万8,539件 買付額: 16兆8,812億円 (2019年6月末時点)



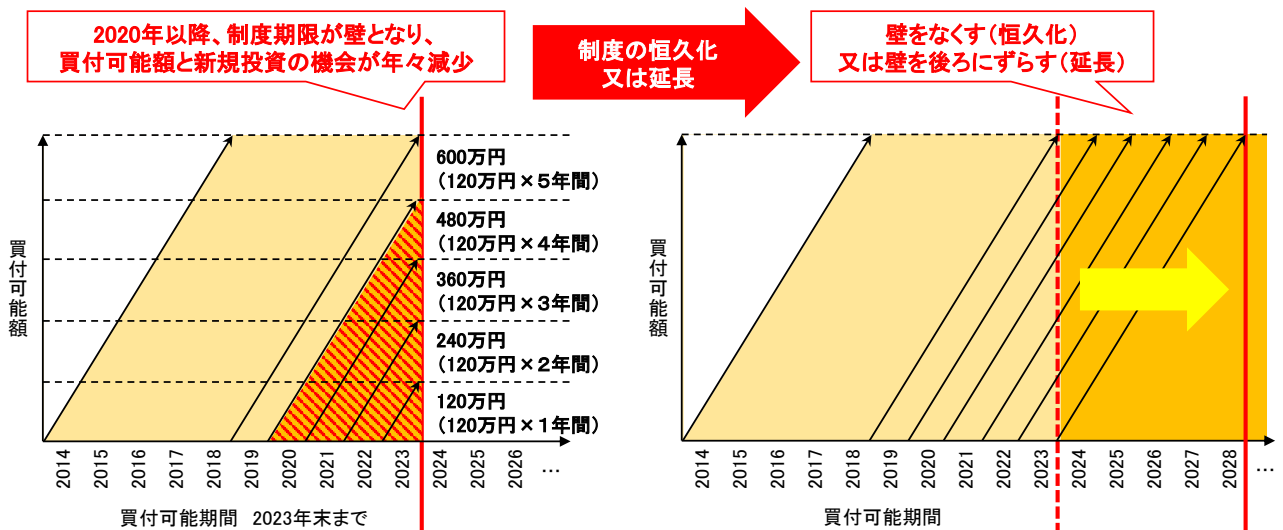
非課税保有期間が終了するときの選択肢は3つ

- ① 終了前に売却してしまう
- ② 課税口座に商品を移管する
- ③ 新しい非課税投資枠を費消して移管する(ロールオーバー)

(注) 2022年4月の成年年齢の引下げに伴い、口座開設年齢も18歳以上に引下げられる。

56

一般NISAの時限と買付可能額の関係(イメージ)



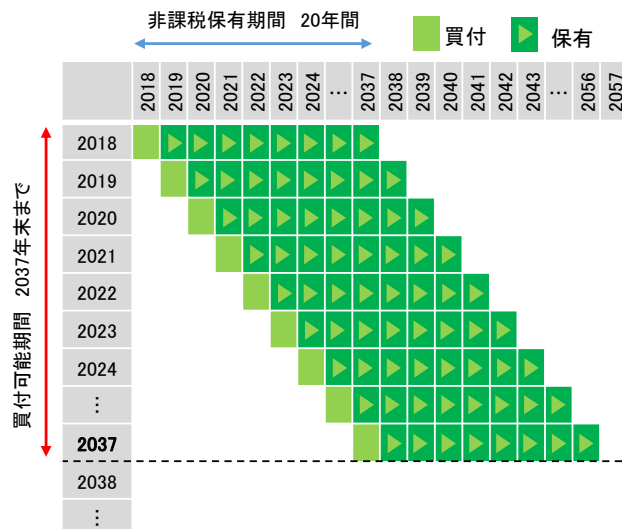
- 一般NISAでは、毎年設定される120万円の非課税投資枠と、5年間の非課税保有期間の組合せによって、制度全体での買付可能額(120万円×5年間=600万円)が決まります。
- しかし、一般NISAの制度期限である2023年末を過ぎると、新しい非課税投資枠が設定されなくなることから、2020年から一般NISAを始めた方は、2019年に始めた方よりも買付可能額と新規投資の機会が1年分減ってしまいます。しかも、この一般NISAを始めるタイミングによる差は、年々拡大していきます。

⇒これを是正するためにも、2023年末とされている一般NISAの制度期限について、
恒久化又は延長することを要望いたします。

57

【つみたてNISAの制度概要】

つみたてNISA	
制度創設	2018年1月
制度創設の目的	「家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進する」 (平成29年度与党税制改正大綱)
対象者	20歳以上の居住者(注)
買付可能期間	2037年まで
買付可能額	年間40万円 ※ 制度全体では、40万円×20年間で 最大800万円の非課税投資が可能
非課税保有期間	買付から20年間
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託で法令の要件を満たすもの
実績	口座数:147万872件 買付額:1,780億円 (2019年6月末時点)



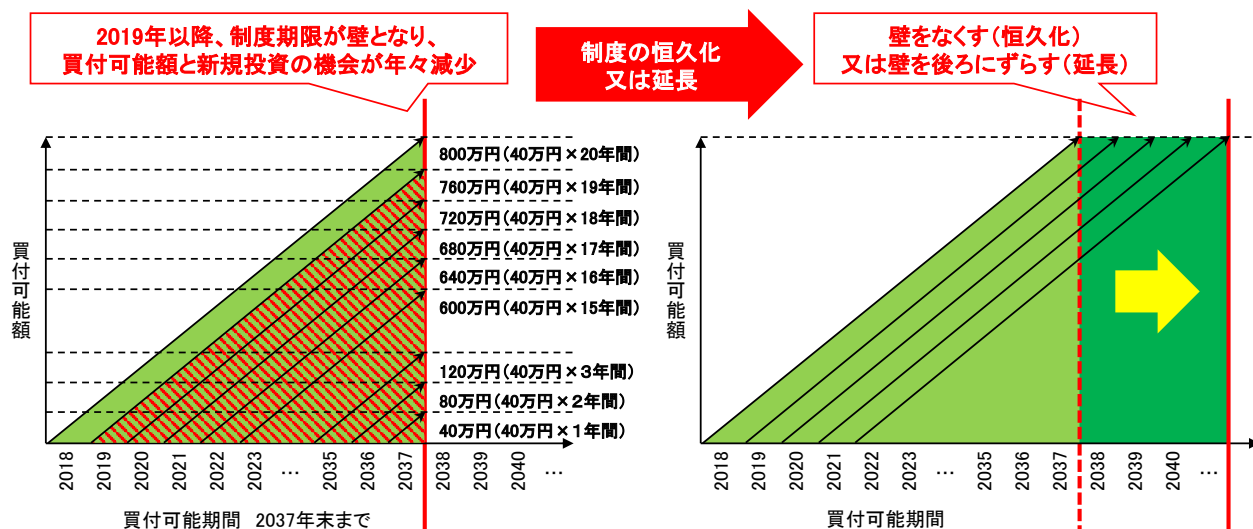
(注) 非課税保有期間が20年のつみたてNISAでは、ロールオーバーの仕組みはない

つみたてNISAは、少額からの積立・分散投資の促進に重点が置かれているため、投資可能商品が低コストの投資信託に限定され、買付方法も定時・定額の積立投資のみとなっている

(注) 2022年4月の成年年齢の引下げに伴い、口座開設年齢も18歳以上に引下げられる。

58

つみたてNISAの時限と買付可能額の関係(イメージ)



- つみたてNISAでは、毎年設定される40万円の非課税投資枠と、20年間の非課税保有期間の組合せによって、制度全体での買付可能額(40万円×20年間＝800万円)が決まります。
- しかし、つみたてNISAの制度期限である2037年末を過ぎると、新しい非課税投資枠が設定されなくなることから、2019年からつみたてNISAを始めた方は、2020年に始めた方よりも買付可能額と新規投資の機会が1年分減ってしまいます。しかも、このつみたてNISAを始めるタイミングによる差は、年々拡大していきます。

⇒これを是正するためにも、2037年末とされているつみたてNISAの制度期限について、
恒久化又は延長することを要望いたします。

59

【要望2】 つみたてNISA奨励金の非課税措置

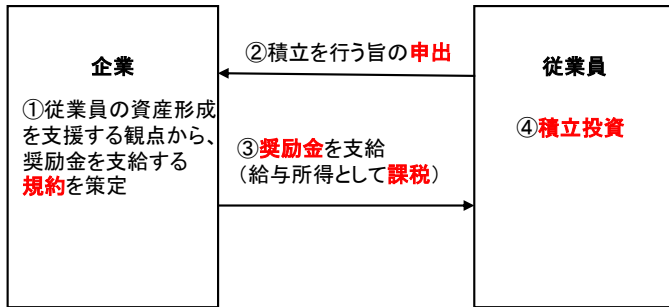
【現状及び問題点】

- 職場という身近な場で資産形成を始めるきっかけを得られるような環境を整える観点から、金融庁では、資産形成やつみたてNISAに関する職場セミナーの開催を民間企業等に対して働きかけてきた。
※ 金融機関が民間企業や地方公共団体の職員向けに実施したつみたてNISAに関する職場セミナー回数：約15,000回（2018年中）
- 一部の企業では、従業員の資産形成をより一層支援すべく、つみたてNISAの積立金に対して奨励金を支給している事例もあるが、この奨励金については、所得税・地方税の対象となるため、奨励策の効果が減殺されるとの指摘もある。

【要望事項】

企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、**つみたてNISA奨励金**については、**毎月1,000円を限度として非課税**とすること（**3年の時限措置**）。

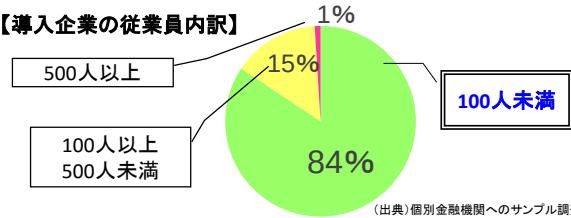
【つみたてNISA奨励金の概要】



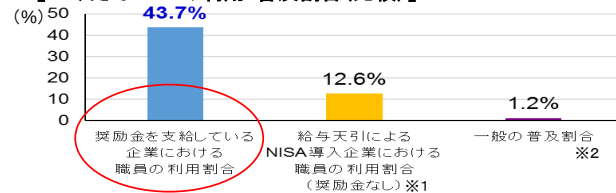
- ・給与天引きによるNISA導入企業は、**約700社**
- うち、奨励金を支給している企業は、**約半数**

（出典）大手証券会社3社調べ

【導入企業の従業員内訳】



【つみたてNISAの利用・普及割合（比較）】



※1 給与天引きによるつみたてNISA導入企業で、奨励金を支給していない企業

※2 成人人口に占めるつみたてNISA口座数の割合 （出典）個別金融機関へのサンプル調査

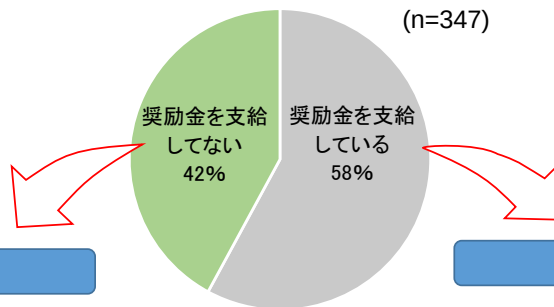
60

つみたてNISA奨励金に関するアンケート調査

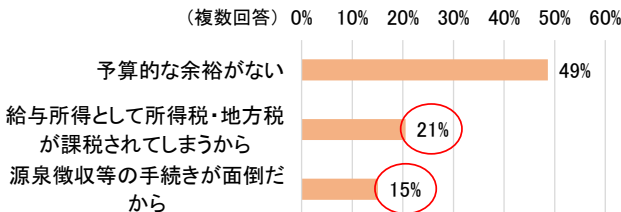
※職員にNISAを推奨している企業にアンケートを実施し、347社から回答を得たもの。

奨励金支給の有無

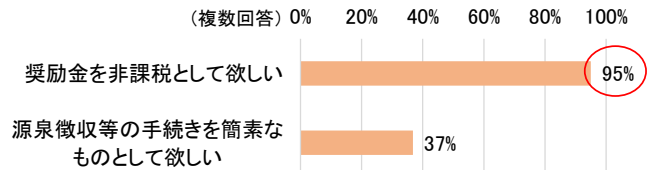
(n=347)



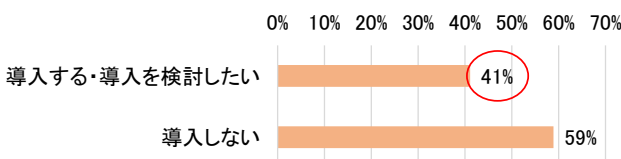
支給していない理由



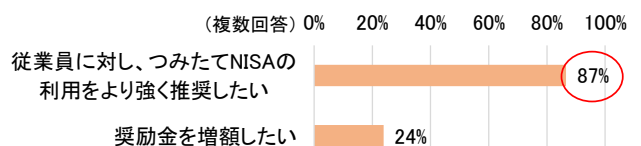
改善を求める事項



非課税が実現した場合の導入見込み



非課税が実現した場合に実施したいこと



61

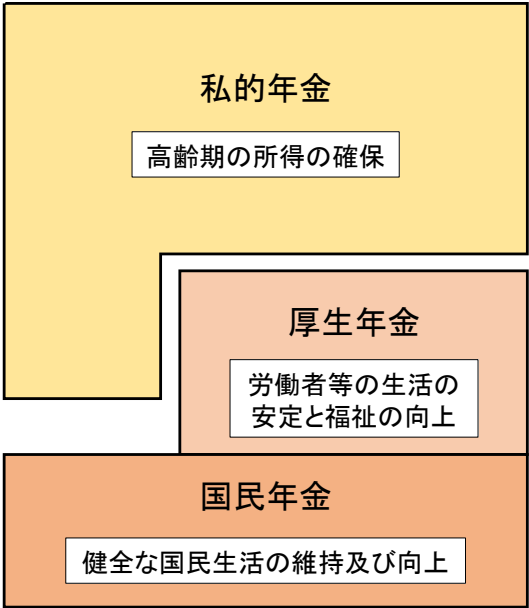
- ・今は予算的な問題で支給していないが、**非課税**ということであれば**社内で提案**できる
- ・奨励金が100%従業員の手に渡るという優位性からもPRしやすく、**加入者増加が見込める**
- ・従業員の老後のため、**資産形成に関心**をもってもらいたい
- ・社内でのつみたてNISA加入者はまだ少ないが、**非課税措置は加入の後押し**になる
- ・できるだけ**多くの社員にNISAに加入**してもらいたい
- ・従業員にとって**導入した方がメリット**があるため
- ・**源泉徴収が不要**
- ・**福利厚生を充実**させ、**人員確保**につなげたい
- ・**利用者を現在の3倍**程度に増やしていきたい

(参考1) NISA制度と私的年金制度(DC、iDeCo等)の比較

NISA制度と私的年金制度の比較(イメージ)

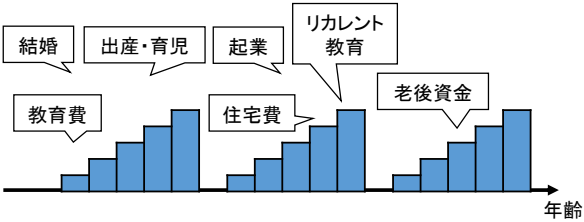
年金制度

(老齢、障害又は死亡給付)



資産形成支援制度(NISA)

教育、住宅、老後といった、これまでの三大支出だけでなく、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応



◆ 中長期的な資産形成の支援

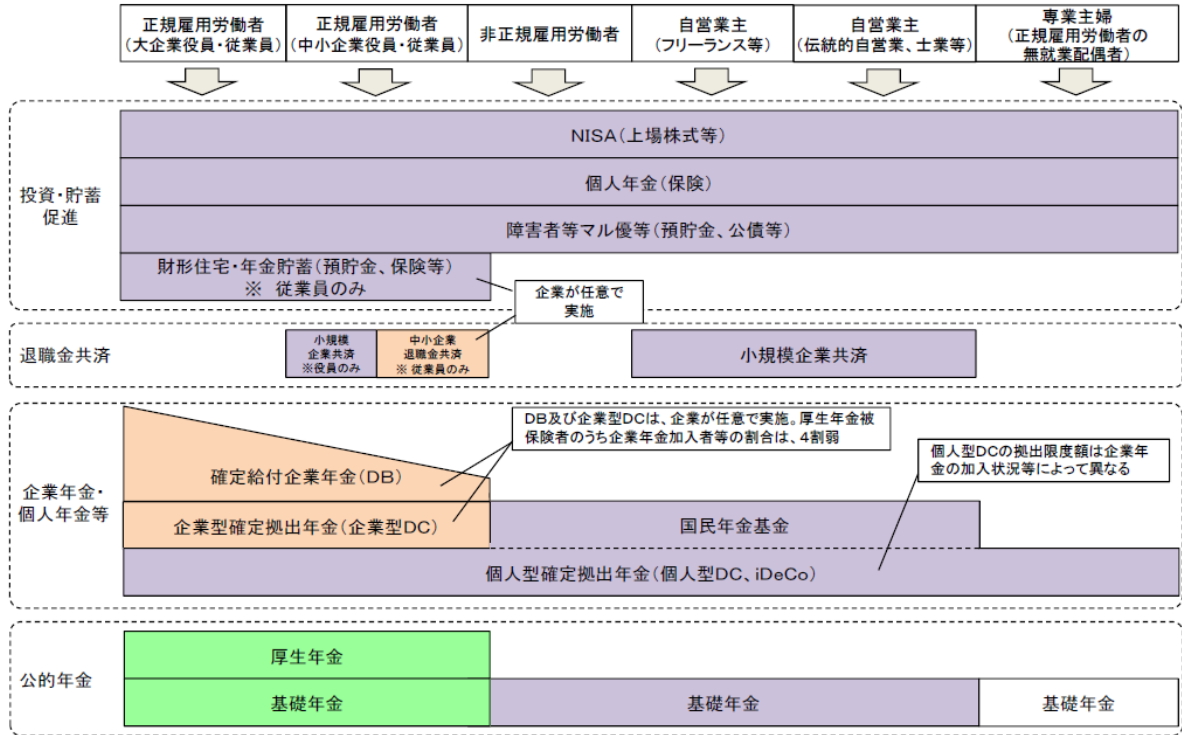
個人金融資産の過半が現預金
⇒リスク・リターンの改善による
資産と可処分所得の拡大

◆ 成長資金の供給拡大

人口減少時代の我が国経済の
持続可能性(サステナビリティ)の確保

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援制度の現状(イメージ)

<政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料)より抜萃>



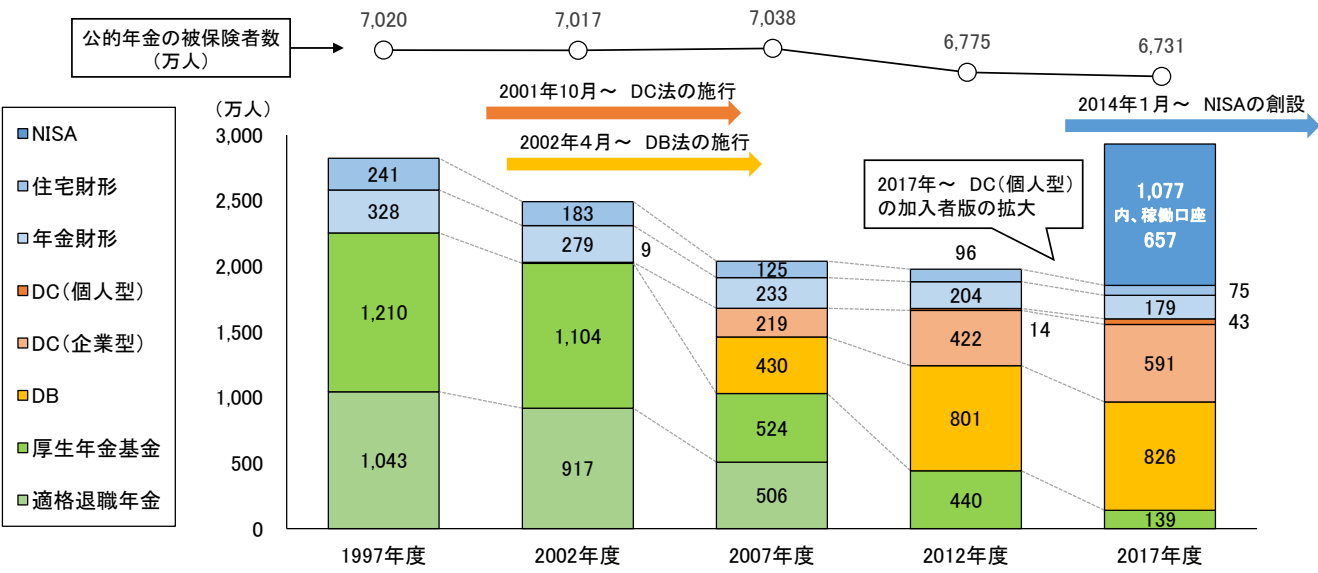
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。



(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移 <政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料>をもとに日証協作成>

◆ 導入企業の従業員が利用する企業年金・財形貯蓄(年金・住宅)は全体として減少傾向
 ⇒そうした中で、DB、DC(企業型、個人型)の重要性が増すとともに、NISAは短期間で急成長



(注) 1. 稼働口座数は、金融庁「NISA口座の利用状況に関する調査結果」に日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果」稼働率を乗じたもの。
 2. 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。
 3. NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。
 4. 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は2017年3月末の値)

年金制度とNISA制度の比較

	年金制度				NISA制度	
	公的年金 (国民年金・厚生年金)	私的年金			一般NISA	つみたて NISA
		DB	企業型DC	個人型DC (iDeCo)		
加入可能年齢 (拠出可能年齢)	年金制度として、原則20歳以上60歳未満の居住者(注1)				20歳以上の居住者(注2)	
払出制限	年金制度として、払出(給付)は、原則として①老齢(65歳以降)、 ②障害(障害年金)、③死亡(遺族年金)に限られる(注3)				資産形成支援制度として、 年齢や資金使途による 払出制限はない	
税制優遇	EET型(拠出時所得控除、受取時課税)＋受取時の特例				TEE型(拠出時課税)	
運用方法	年金積立金管理運用独立 行政法人(GPIF)が 一括して運用等	企業が運用	企業による投資教育の 支援を受け、 従業員個人が運用	個人が運用 (官民による投資教育の支援が必要)		
加入状況 (2018年度末)	強制加入 6,733万人	任意(企業) 901万人	任意(企業) 648万人	任意(個人) 85万人	任意(個人) 1,168万人	
			1,634万人			

(注) 1. 厚生年金については、厚生年金保険に加入している企業等に勤務する70歳未満の者。企業年金については、実施企業に勤務する従業員。
 2. 2022年4月の成年年齢引下げに合わせて、18歳以上の居住者に引下げられる。
 3. 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

主な資産形成支援措置の税制上の取扱い(TEE型とEET型の視点)

	拠出時	運用時	受取時	税制上の取扱い																		
NISA 課税後所得からの拠出	T 課税	E 非課税	E 非課税	・ 年間投資額120万円(つみたてNISAは40万円)まで、配当・譲渡益が5年間(つみたてNISAは20年間)非課税																		
財形住宅・年金貯蓄 (預貯金、保険等)	T	E	E	・ 元利合計550万円(保険型は払込額385万円)まで、利子等が非課税 ・ 目的外での払出し時、利子等に対して5年間の遡及課税																		
障害者マル優 (預貯金、公債等)	T	E	E	・ 預貯金の元本350万円まで、利子等が非課税																		
退職金共済	E 所得控除	E 非課税	T 実質的にE	・ 受取時(一時金)、退職所得控除の対象: <table><tr><th>勤続年数(A)</th><th>退職所得控除額</th></tr><tr><td>20年以下</td><td>40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)</td></tr><tr><td>20年超</td><td>800万円+70万円×(A-20年)</td></tr></table>	勤続年数(A)	退職所得控除額	20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)	20年超	800万円+70万円×(A-20年)												
勤続年数(A)	退職所得控除額																					
20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)																					
20年超	800万円+70万円×(A-20年)																					
確定拠出年金 (DC)	E	E(注1)	T 実質的にE(注2)	・ 受取時(年金)、公的年金等控除の対象: <table><tr><th>公的年金等の合計額(A)</th><th>130万円未満</th><th>330万円未満</th><th>410万円未満</th><th>770万円未満</th><th>770万円以上</th></tr><tr><td>65歳未満</td><td>70万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×15% +78.5万円</td><td>A×5% +155.5万円</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>120万円</td><td>120万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×15% +78.5万円</td><td>A×5% +155.5万円</td></tr></table>	公的年金等の合計額(A)	130万円未満	330万円未満	410万円未満	770万円未満	770万円以上	65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円	65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円
公的年金等の合計額(A)	130万円未満	330万円未満	410万円未満	770万円未満	770万円以上																	
65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
確定給付企業年金 (DB)	E	E(注1)	T 実質的にE(注2)																			
公的年金	E	E	T 実質的にE	・ 支払時、社会保険料控除の対象(全額) ・ 受取時、公的年金等控除の対象																		

(注) 1. 積立金の全額に、一律1.173%の特別法人税が課税される。2020年3月31日までは、特別法人税の課税は凍結されている。
2. 年金受取(終身・有期)又は一時金受取のいずれも選択可能。

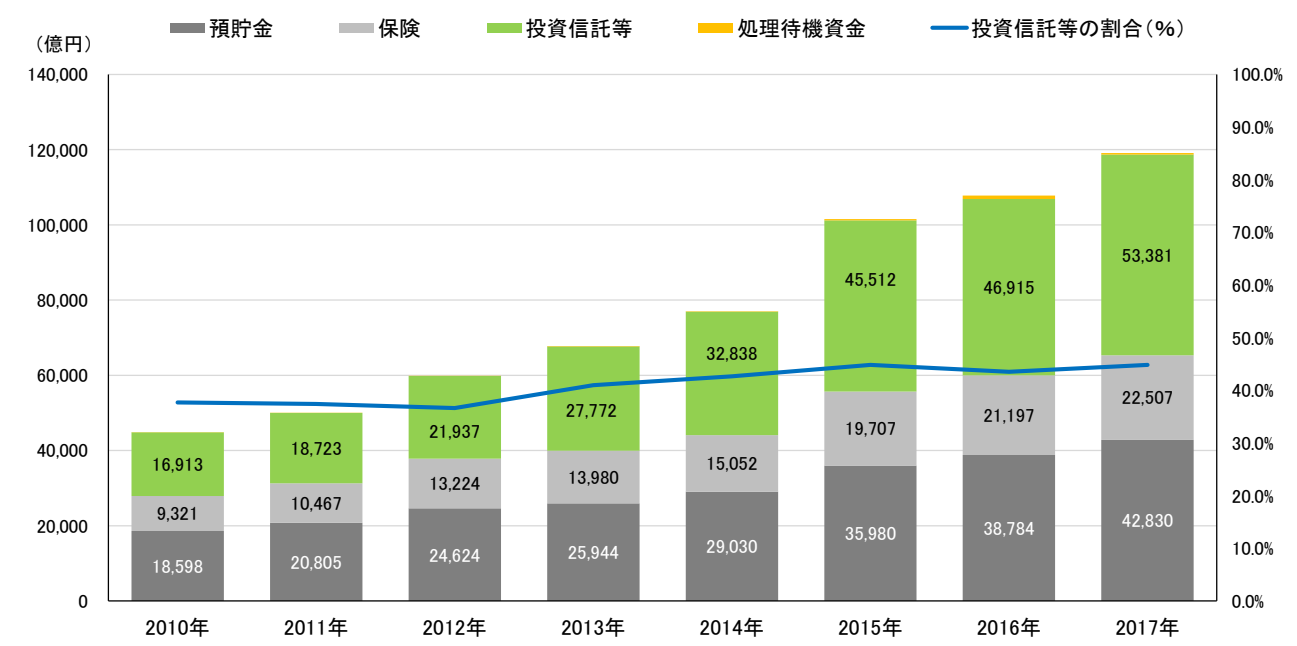
確定拠出年金制度とNISA制度との比較

	確定拠出年金(DC)					NISA	
	企業型DC (2001年10月～)	iDeCo (2001年10月～)				一般NISA (2014年1月～)	つみたてNISA (2018年1月～)
対象者	実施企業の 60歳未満の従業員	自営 業者	専業 主婦 〔 20歳～60歳 〕	会社員	公務員	20歳以上の居住者(注1)	
年間拠出 限度額	33万円(注2)	81.6万円 (注3)	27.6万円	14.4万円 (注4)	14.4万円	120万円	40万円
拠出可能額	40年間で1,320万円 または2,640万円(注2)	3,264 万円	〔 それぞれ40年間で 〕 1,104 万円		576 万円	576 万円	最大5年間で600万円 ⇒2020年以降縮減 最大20年間で800万円 ⇒2019年以降縮減
非課税 保有期間	掛金の拠出から60歳まで (年金制度として)					買付から5年間(注5)	買付から20年間
投資可能商品	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等				上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託で租特令・告示 の要件を満たすもの
制度時限	恒久制度					2023年の買付まで	2037年の買付まで

(注) 1. 2022年4月の成年年齢下げに合わせて、18歳以上の居住者に引下げられる。
2. 確定給付型年金制度がない場合、年間拠出額は66万円。
3. 国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠。
4. 企業年金等に参加していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。
5. 5年間の非課税期間が終了した後は、保有する金融商品を翌年設定される非課税枠に移管することも可能。

確定拠出年金運用における投資信託等の割合

◆ 長期化する高齢期を踏まえれば、確定拠出年金の加入者において、「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るための」運用が必要と考えられるが、投資信託等の運用割合は伸びていない



(参考2) 英国ISAの現況

英国ISA制度の概要

	株式型ISA	預金型ISA	イノベティブ・ ファイナンスISA	ライフタイムISA	ジュニアISA (株式型、預金型)
導入時期	1999年4月6日		2016年4月6日	2017年4月6日	2011年11月1日
口座開設者	満18歳以上の居住者（注1）			満18歳以上 40歳未満の居住者	18歳未満の居住者
口座開設 可能期間	2008年に恒久化		導入時から恒久		
非課税保有 期間	導入時から恒久				
対象商品	株式、債券、 投資信託、保険等	預金、MMF等	P2Pローン、 現金	株式、債券、 投資信託、 保険、預金、MMF等	株式型、預金型ISAに 準ずる
非課税対象	配当、譲渡益、 利子等	利子等	利子等	配当、譲渡益、 利子等	株式型、預金型ISAに 準ずる
拠出限度額	合計で年間20,000ポンド（270万円）まで ※ライフタイムISAのみ、さらに年間4,000ポンド（54万円）の上限あり				年間4,368ポンド （約59万円）
補助金	なし			あり（注2）	なし
引出制限	なし			あり（注3）	あり（注4）

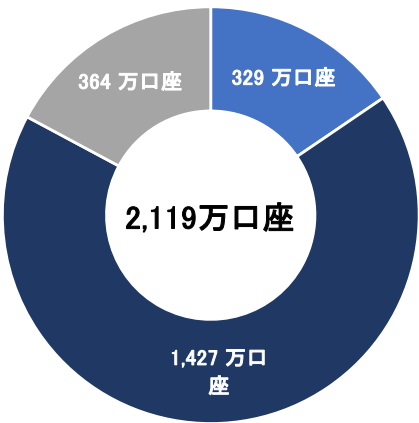
(注) 1. 預金型ISAは満16歳から口座開設可能。
2. 50歳までに行う拠出について、拠出額の25%が補助金として追加される。
3. 最初の住宅購入、60歳以降または疾病末期（余命1年未満）以外での引出しを行った場合、残高の25%がペナルティとして徴収される。
4. 口座開設者が18歳未満の場合は原則引出不可（死亡又は重篤な病気の場合を除く）。
5. 拠出限度額は2019課税年度の額、1ポンド＝135円で換算。

英国ISA口座数・残高

- ◆ 2008年の制度恒久化後、口座数は大きく増加しており、成人人口（4,410万人）の約半数に達している
- ◆ 残高は株式型ISAが5割強を占める

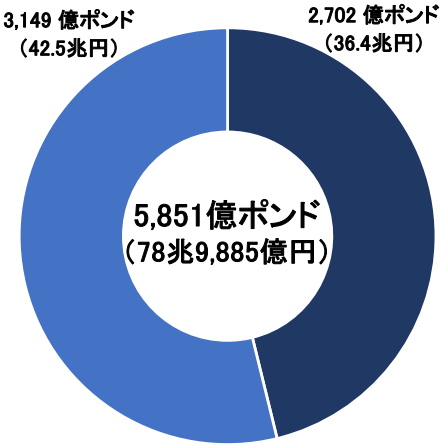
種類別ISA口座数

■ 株式型ISAのみ ■ 預金型ISAのみ ■ 株式型・預金型ISAの両方



種類別ISA残高

■ 預金型ISA ■ 株式型ISA

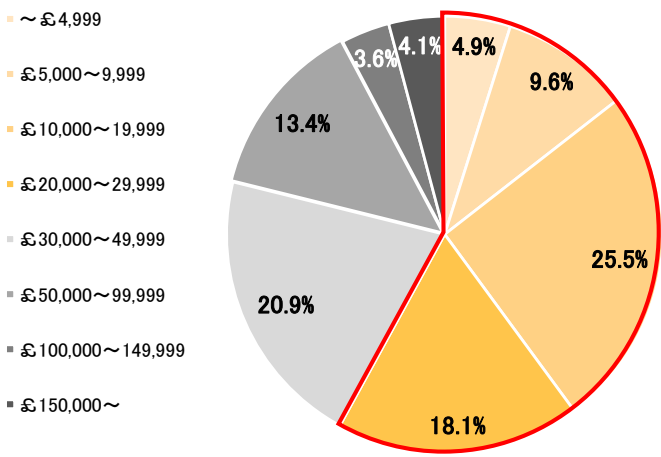


(注) 1. 2017年4月5日時点におけるデータ。1ポンド＝135円で換算。
2. 万未満を切捨てているため、計算結果と一致しない場合がある。
3. ライフタイムISA、イノベーティブファイナンスISAのデータはまだ公表されていない。
(出所) 英国HMRCより日本証券業協会作成

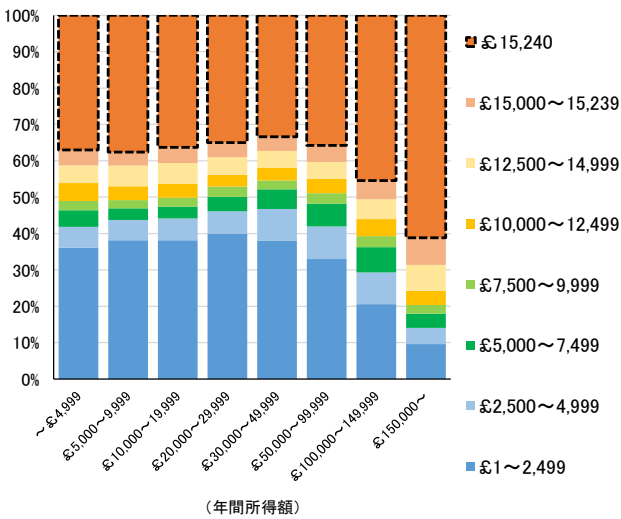
株式型ISAの所得別利用状況

- ◆ 株式型ISAは、年収3万ポンド(405万円)未満の層による口座開設が全体の**約6割**(58.0%)を占める(英国の平均年収は3万4,200ポンド)
- ◆ 年収3万ポンド(405万円)未満の層でも**約4割**(36.5%)は拠出限度額まで投資を行っている
⇒**株式型ISAは、所得の多寡にかかわらず英国国民に広く積極的に利用されている**

所得区分別の株式型ISA口座数



所得区分別の株式型ISA拠出額



(注) 1. 2017年4月5日時点、1ポンド=135円で換算。
2. 2017年時点での拠出限度額は15,240ポンド。
(出所) 英国HMRCより日本証券業協会作成

上場株式等の相続税等の見直し

76

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

【要望】

上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと

相続税評価額

	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の80%程度
	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の50~70%
	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の100%

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

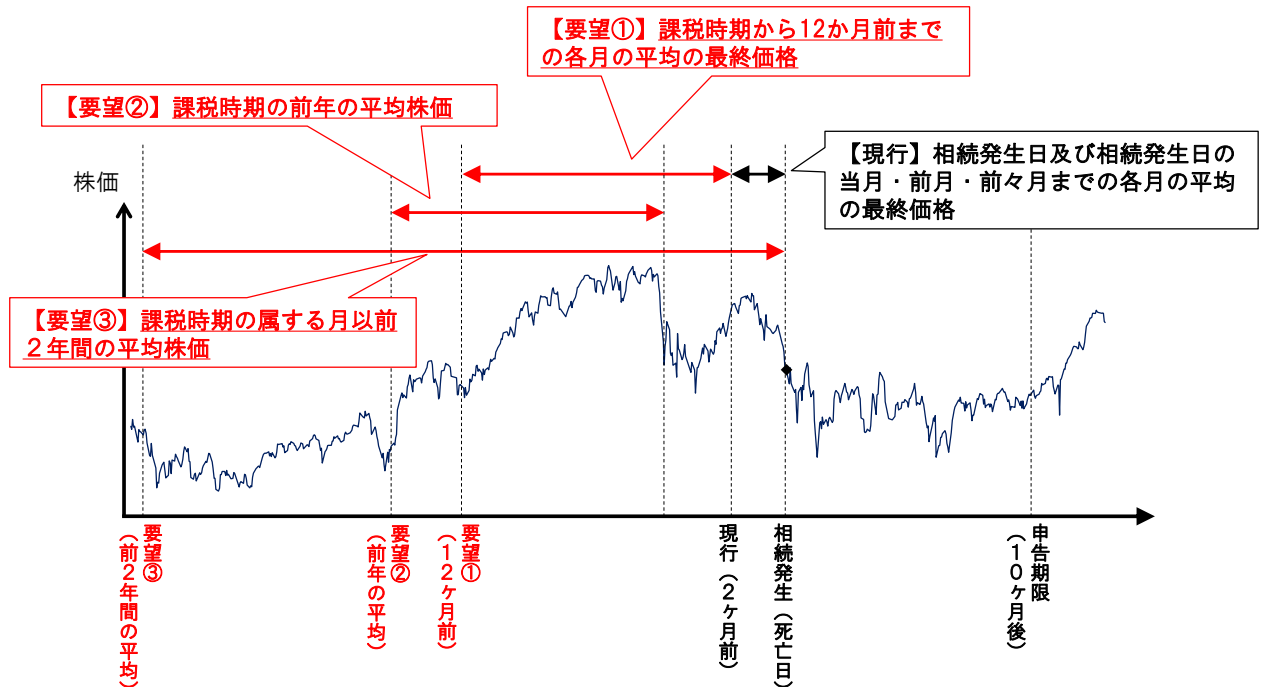
【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、**相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えている**との指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

77

【要望】

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



78

(参考)「評価の安全性」への制度的配慮

- 相続税評価は、時価が原則であるが、「評価の安全性」の考え方が認められている
- ①上場株式、②路線価方式により評価する宅地、③類似業種比準方式により評価する大会社の株式の3つの資産間で、「評価の時期」、「評価額」について、「評価の安全性」への制度的配慮に差がある

	評価方法	評価の安全性への制度的配慮
①上場株式	死亡日の株価、死亡前3か月の各月平均株価のうち最も低い価額	○評価の時期について配慮あり ⇒死亡前3か月間における取引価格の実勢に配慮
②路線価方式により評価する宅地	死亡年の路線価により評価 国税庁が毎年7月に発表する路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(1月1日現在)	○評価額について配慮あり ⇒仮に相続税納付のために売り急いだとしても、その評価額が売買価額を上回らないように硬め(公示地価の8割が目安)に設定 ○評価の時期は年1回
③類似業種比準方式により評価する大会社の株式	事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準する方式 ※斟酌率 大会社:0.7	○評価額について配慮あり ⇒斟酌率7割 ○評価の時期について配慮あり ⇒死亡前3か月の各月平均株価、死亡日の前年平均株価、死亡日の前2年における取引価格の実勢に配慮

上場株式の「評価の安全性」についての考え方

課税時期における最終価格を原則とし、例外的に課税時期の属する月以前3か月間の各月の毎日の最終価格の月平均額をも採用しているのは、上場株式は、証券取引所における取引価格がそのまま時価を示しているということもできるが、一方、証券取引所の取引価格はそのときどきの需給関係により値動きがあるために、一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢にも配慮することが、評価上必要であることによる。

(参考)不動産における評価の安全性の考慮の経緯

○政府委員(日向隆 国税庁次長)

委員十分御存じのように、路線価は前年の七月一日におきます公示価格、売買実例価格、精通者意見価格をもとに、これを仮に相続税納付のために売り急いだとしても、その評価額が売買価格を上回らないようにかた目に設定することにより、現状では大体代表的な価格でございます公示価格の七〇%を目途に評価しているところでございます。しかし、委員よく御存じのように、地価が急激に上昇している場合には最長一年半のタイムラグもございますし、実情といたしましてはその七〇%にまでは達していないということではなからうかと思います。

参議院 大蔵委員会議事録(昭和62年9月17日)

・「評価の安全性」の考え方は、古くは戦後の富裕税の課税にさかのぼる。公示された地価標準についてそれを基に申告する納税者の立場からの納得を得るためには、実際の売買価格よりやや低めの水準を考慮することとなろうが、その合理性を説明する趣旨から評価の安全性という考え方が改めて理論構成されてきた。公示後の標準率についてこれを弾力的に適用することは難しくなり、どうしても評価水準を低める方向に力が働くようになる。

「相続税における土地の時価評価」-その沿革と性格- 税務大学校論叢第31号(平成10年6月30日)

昨年(平成2年)10月の「土地税制のあり方についての基本答申」において、相続税に関し、次のとおり指摘。

「土地の相続税評価については、現在、地価公示価格水準の70%(評価割合)を目途として行われているが、こうしたことが結果として金融資産等の資産に比べ土地の有効性を高め、かえって相続税課税上の歪みや節税を目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に因應するためには土地の評価割合をある程度引き上げていく必要がある。」

このような指摘を踏まえ、国税庁は、評価割合を80%程度に引き上げるにより適正化を図ることとし、その旨、当調査会に報告があった。

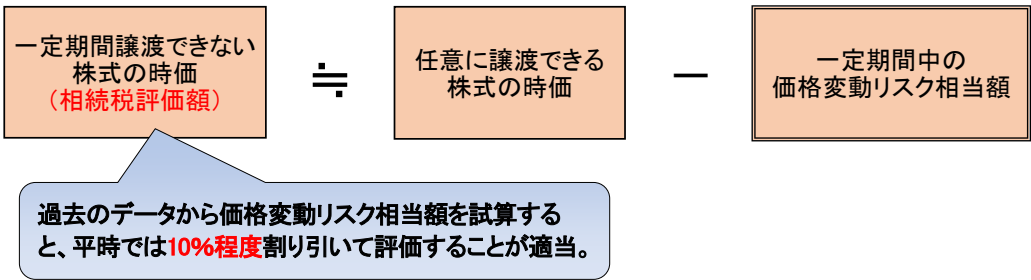
政府税制調査会の平成4年度税制改正に関する答申(平成3年12月)

80

(参考)平成29年度税制改正要望での具体的な提案

申告期限までの10か月間の価格変動リスク相当額を割引くこと

- ◆ 相続した上場株式等は、相続時から遺産分割協議等を経るまでの一定期間、譲渡できないことが多い
 - ◆ 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限まで(10ヶ月間)の価格変動リスクを考慮したものとするを要望
- ⇒平成29年度税制改正では実現をみていない



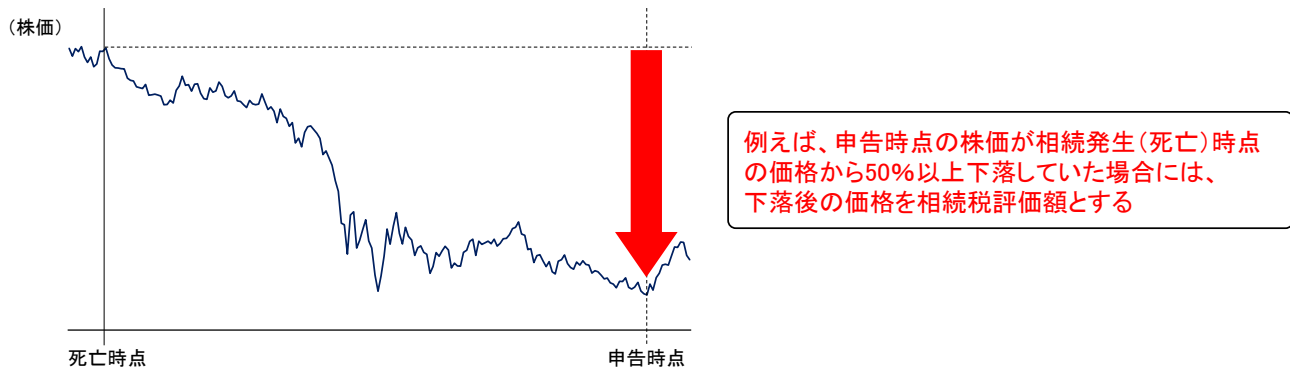
(参考) 価格変動リスク相当額の試算

期間／日付	価格変動リスク相当額(割引率)
2016/1/4～5/31	約 7%～12%
リーマンショック時(2008/10/27)	約 22%
東日本大震災時(2011/3/15)	約 17 %

(注) 上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

【要望】

急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式及び公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



○ 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをおよぼして、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)

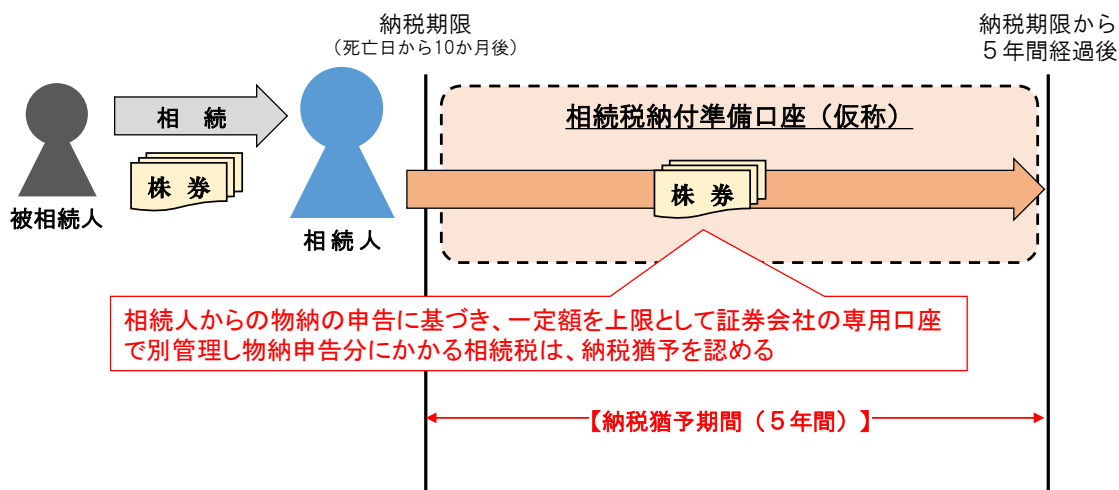
○ このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか

(注) 我が国の相続税制度の基本的な考え方を踏まえつつ、申告時点で評価を行うこととすることも検討課題

82

【要望】

物納制度の改善を受け、世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないよう、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座(仮称)への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間(例えば5年間)は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること



- 猶予期間中に相続税額を納付すれば、専用口座からの出庫・売却・出金が可能
- 猶予期間終了までに相続税額を納付しなかった場合は、専用口座内の上場株式等が物納される

83

(参考) 相続税評価額と物納

上場株式等に係る物納財産順位の引上げ(平成29年度税制改正)

相続税の納税資金が不足の場合 → 上場株式等による物納が容易に

※物納における収納価格＝相続発生(死亡)時の時価

☞ 相続発生時から申告納付時までの間の株価変動は影響しない

(改正前)

順位	物納財産の種類
第1順位	国債、地方債、不動産、船舶
第2順位	社債、 株式 、証券投資信託 又は貸付信託の受益証券
第3順位	動産

(改正後)

順位	物納財産の種類
第1順位	国債証券、地方債証券、 上場株式等 、不動産、船舶
第2順位	非上場株式等
第3順位	動産

(参考) 物納等有価証券の異動状況【年度中の増加】

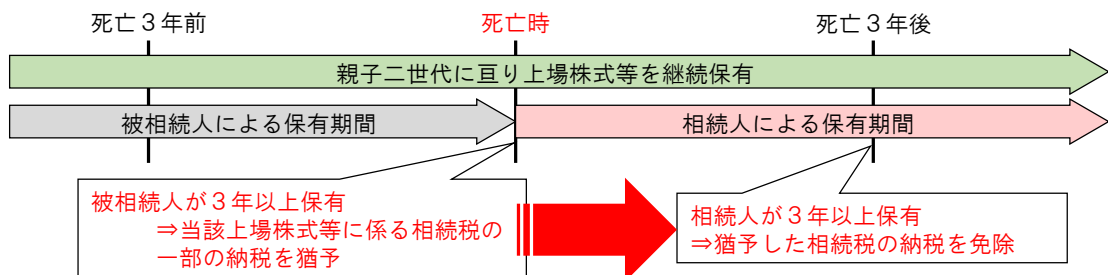
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
数量(千株)	31,624	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253
台帳価格(億円)	341	195	67	10	2	254	0	16	6

(出所) 財務省 財務総合政策研究所

84

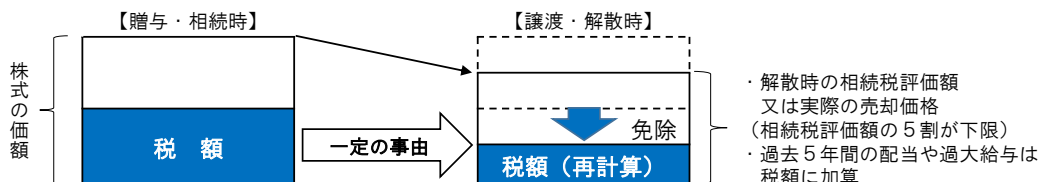
【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



(参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について(特例措置)

特例経営(贈与)承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります※2)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます(再計算した税額は納付)



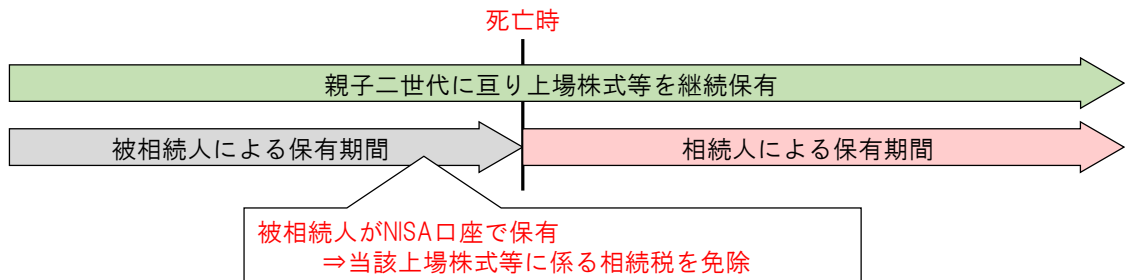
※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債≧売上上の6か月分の場合、④類似業種の上場会社の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合(譲渡・合併のみ)

※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます

85

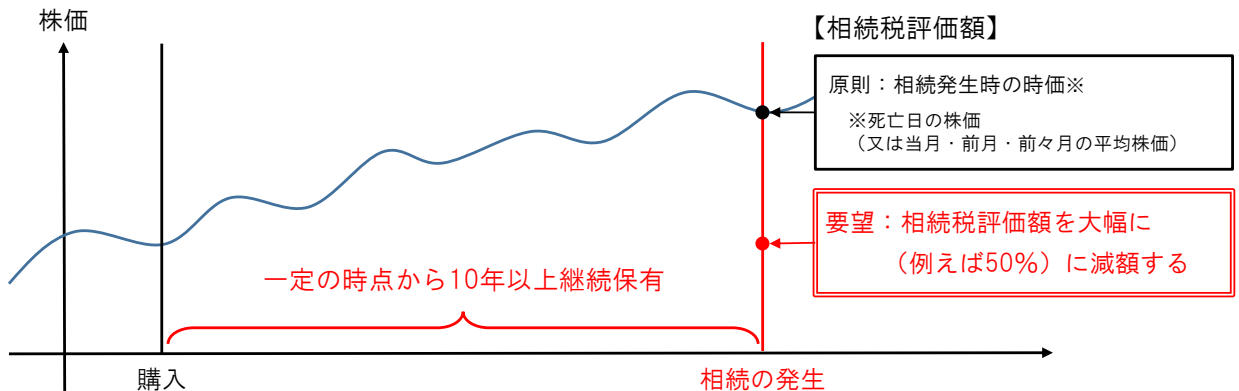
【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



【要望】

上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に(例えば50%)減額する措置を講じること

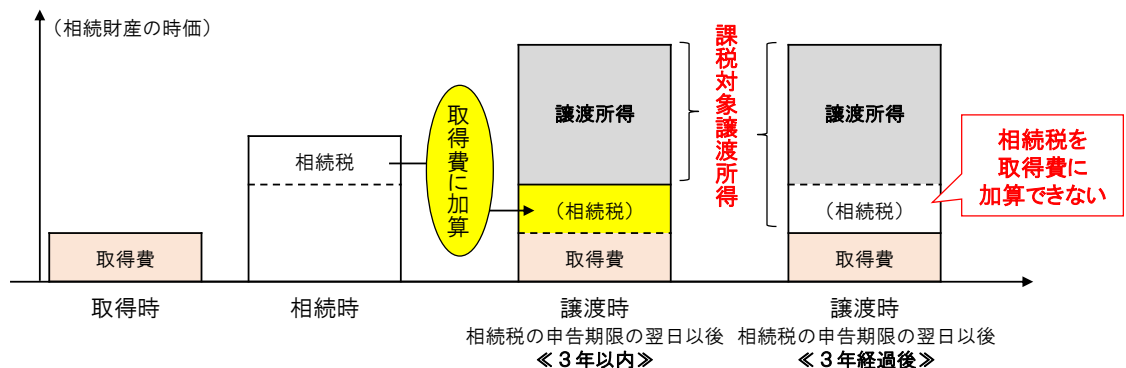


86

【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（イメージ）



(要望) 相続税の申告期限の翌日以後3年以内とする
適用要件を撤廃すること

- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続きを行う必要がある

87

金融所得課税一体化の促進 (損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡大)

88

◆金融所得課税一体化の促進

【要望】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引にまで拡大すること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が
認められている範囲

損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

【平成31年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

89

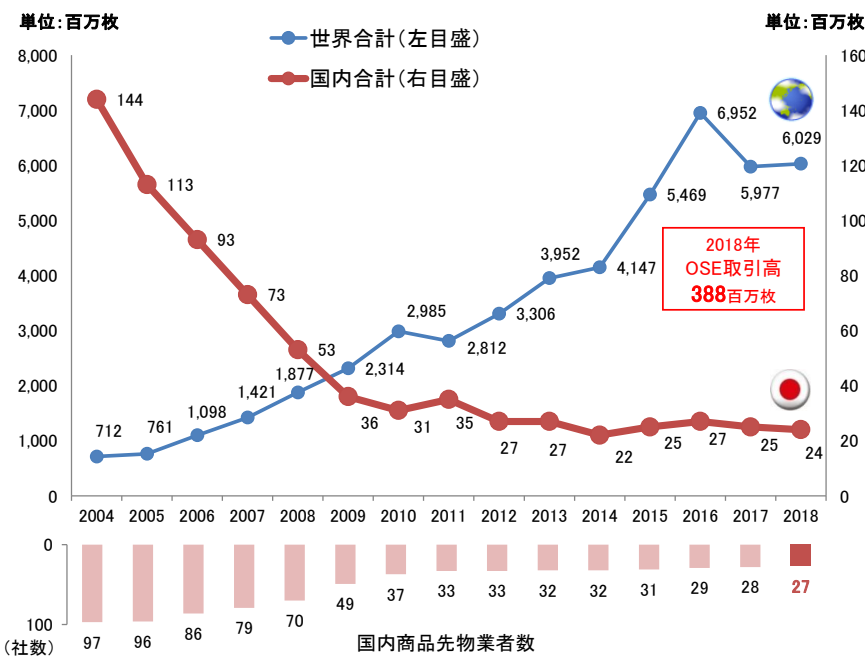
総合取引所について

90

商品デリバティブ市場の取引高等の推移

◆ 過去15年間で世界の商品デリバティブ市場の取引高は約8倍に拡大する一方、日本の取引高は約6分の1に縮小

世界のコモディティ市場の取引高推移



<2019年1～9月取引状況>

東京商品取引所(TOCOM)			
商 品		取引高 (万枚)	前年 同期比
1	金先物	682	24%
2	白金先物	243	9%
3	原油先物	207	-36%
4	金(限日)先物	119	-52%
5	ゴム先物(RSS3)	93	-26%
～			
合 計		1,516	-17%
大阪取引所(OSE)			
1	日経225mini先物	18,246	-3%
2	日経225オプション	2,278	-13%
3	TOPIX先物	1,952	3%
4	日経225先物	1,726	-7%
5	長期国債先物	736	-0.3%
～			
合 計		26,119	-4%

(出所) FIA (MarketVoice)、日本商品清算機構及び日本商品先物振興協会より日本取引所グループ作成

91

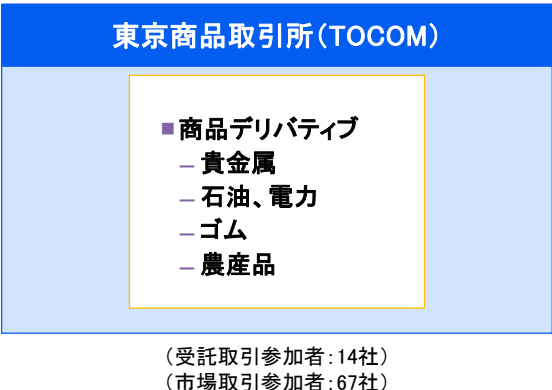
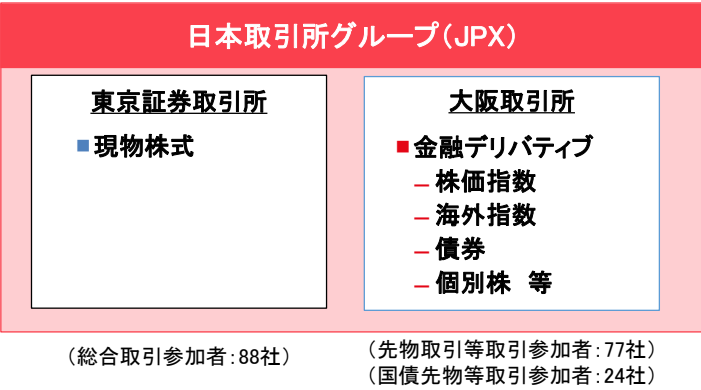
総合取引所構想に係る議論の背景

- ◆ 東京商品取引所 (TOCOM)においても厳しい経営状況が続いており、日本の商品デリバティブ市場のサステナビリティの確保が課題となっている
- ◆ 金融からコモディティまで幅広いデリバティブ取引を一元的に提供する取引所が国際的主流となる中、日本ではそれぞれの根拠法・取引所等が分立し、投資家の利便性が損なわれている

認可取得・市場参入に見合う市場規模・ビジネス機会が
欠如しており、金融系フローの流入が限定的

法令	金融商品取引法
監督官庁	金融庁
参加者	金融商品取引業者

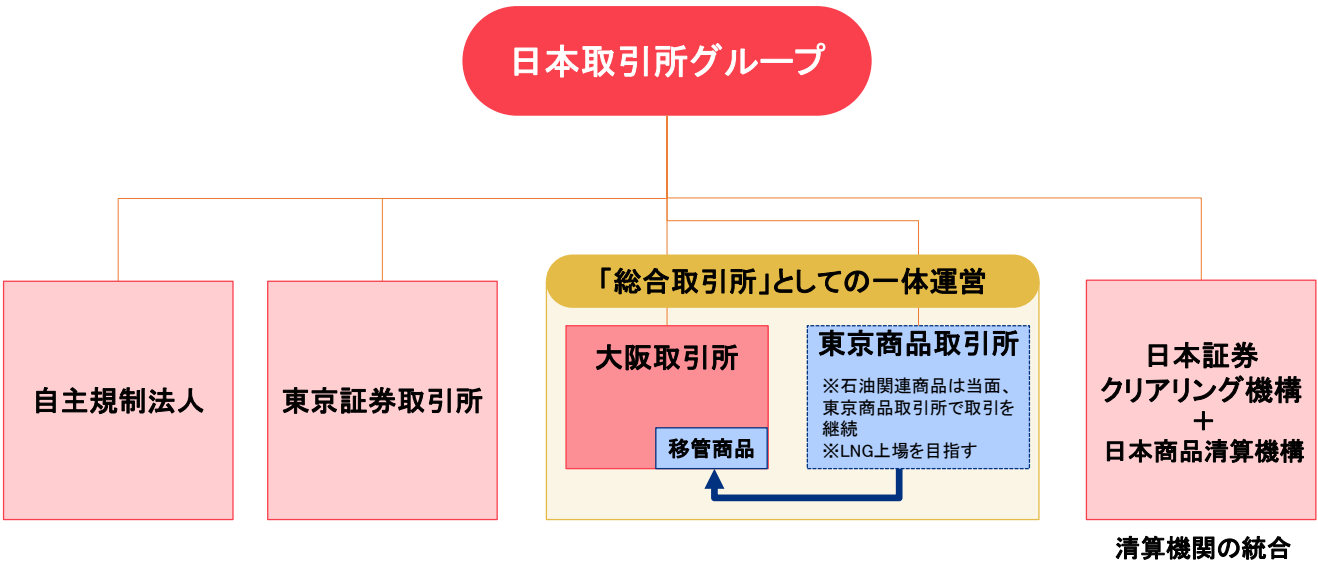
法令	商品先物取引法
監督官庁	経済産業省・農林水産省
参加者	当業者・商品先物取引業者



※ 参加者数は、2019年10月1日現在

総合取引所の実現に向けたストラクチャー

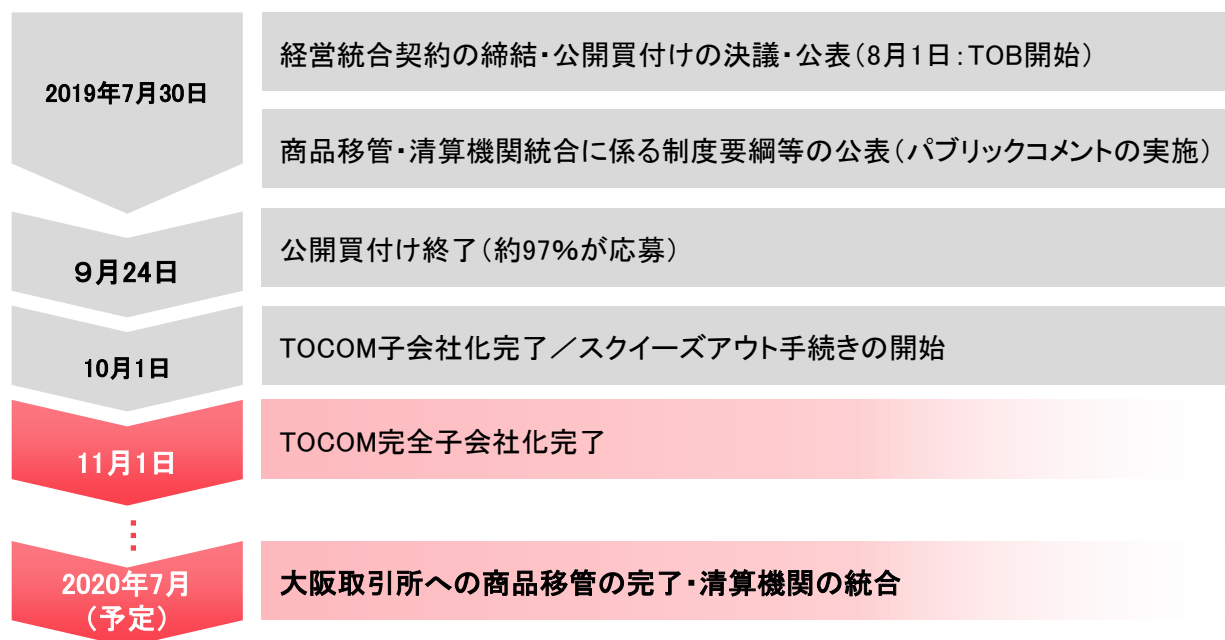
- ◆ 総合取引所の実現 (貴金属、ゴム及び農産物の商品移管、清算機関統合)を通じて、金融商品取引業者の参入を促進



移管商品 (貴金属、ゴム、農産物)については、
大阪取引所が金商法の下で一元的に取り扱うことで、
金融商品取引業者の参入を促進

総合取引所に向けたスケジュール(概要)

- ◆ 日本取引所グループ(JPX)のTOCOM株式に対する公開買付け等により、TOCOMの完全子会社化を完了
- ◆ 大阪取引所への商品移管(貴金属、ゴム及び農産物)及び清算機関統合は、2020年7月を予定



94

損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡大

95

金融所得課税一体化の意義とこれまでの歩み

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要 (政府税調金融小委員会報告(2004年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・家計金融資産に占める株式や株式投信の割合が低い
- ⇒「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・金融商品間の課税の中立性
- ・簡素で分かりやすい税制
- ・一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

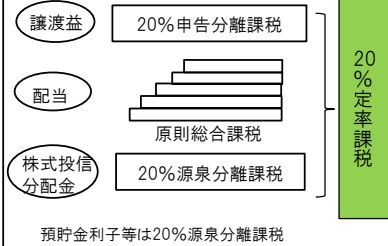
- ①大口以外の上場株式の配当(当時:原則総合課税)
 - ②公社債等の譲渡益(当時:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)
- ※先物取引等においても、平成13年(2001年)から平成24年(2012年)にかけて、順次、20%分離課税を導入

平成15年度(2003年度)税制改革での対応

将来の「課税の一体化」に向けた措置

5年間の
時限措置

●配当課税等の軽減・簡素化



10%の軽減税率を適用

その後の対応

(平成20年度(2008年度)税制改正以降)

- 2009年～ 申告分離課税選択可
2014年～ 税率20%※申告分離課税選択可
(2013年末までは10%の軽減税率を継続)

- 2016年～ 税率20%※申告分離課税
※復興特別所得税を除く

現状: 20%分離課税はほぼ達成

96

II 損益通算の範囲の拡大

- ・「貯蓄から投資へ」という政策的要請に应运、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当
- ・ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

- ①株式譲渡損益と公社債譲渡損益
(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)
- ②上場株式の配当と譲渡損失
(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)
- ③株式譲渡損失と利子所得
利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。
「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

2016年～ 損益通算可
(上場株式や特定公社債に限る)

2009年～ 損益通算可

2016年～ 公社債の利子は損益通算可
(預貯金の利子は源泉分離課税のままで、損益通算は不可)

現状:
損益通算の範囲はこれまで順次拡大
デリバティブ取引、預貯金の利子は未だ認められていない

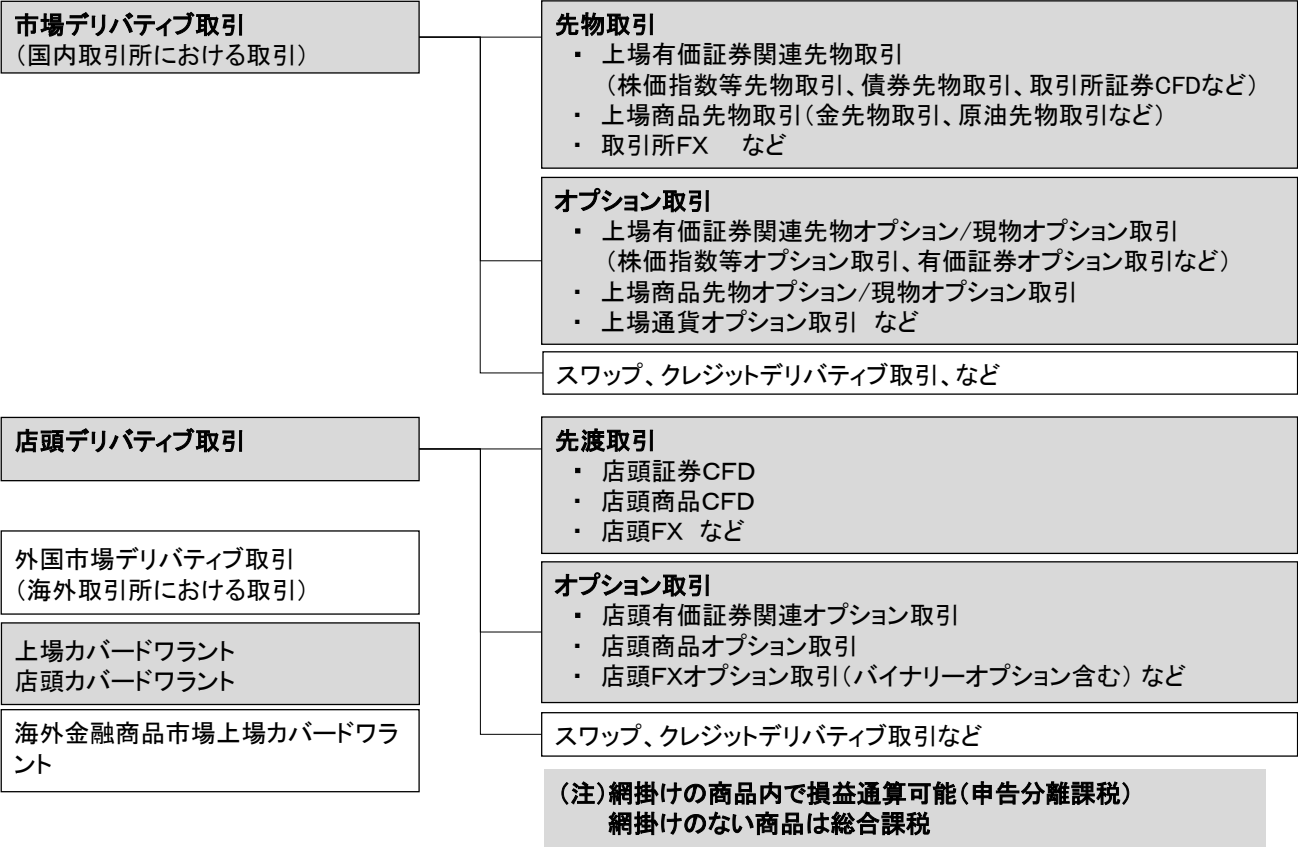
納税環境の整備

- ・損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。

2016年～ マイナンバー制度開始
(2016年から支払調書へのマイナンバー記載も必要(ただし、6年間の経過措置あり))

97

デリバティブ取引の範囲の概要



(参考) 先物取引等の申告分離課税導入時期

申告分離課税導入時期	申告分離課税の対象となった先物取引等の差金等決済
平成13年4月1日以後	商品関連の市場デリバティブ取引 (商品市場において行われる現物先物取引、現金決済型先物取引、商品指数先物取引、商品オプション取引、商品の実物取引のオプション取引)
平成16年1月1日以後	有価証券関連の市場デリバティブ取引 (有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引)
平成17年7月1日以後	通貨関連の市場デリバティブ取引 (通貨等先物取引、金利等先物取引、金融オプション取引)
平成22年1月1日以後	上場カバードワラント
平成24年1月1日以後	商品関連の店頭デリバティブ取引 (商品市場及び外国商品市場によらないで行われる、現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引、オプション取引、指数現物オプション取引) 有価証券関連の店頭デリバティブ取引 (金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる、先渡取引、指標先渡し取引、オプション取引、指標オプション取引) 店頭カバードワラント

(参考)与党税制改正大綱における「金融所得課税一体化」に関する記述

与党 平成25年度 税制改正大綱(抄) (平成25年1月24日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成26年度 税制改正大綱(抄) (平成25年12月12日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成27年度 税制改正大綱(抄) (平成26年12月30日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成28年度 税制改正大綱(抄) (平成27年12月16日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成29年度 税制改正大綱(抄) (平成28年12月8日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成30年度 税制改正大綱(抄) (平成29年12月14日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成31年度 税制改正大綱(抄) (平成30年12月14日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

100

(参考)金融所得課税の国際比較(網掛け部分が損益通算の対象)

日本 (平成31年3月末時点)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離課税 (15.315%) (注1)	申告分離課税 (15.315%)
特定公社債・公募公社債 投信	申告分離課税 (15.315%)	申告分離課税 (15.315%)
デリバティブ取引	申告分離課税(15.315%)	

※上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で3年間の損失繰越可能

アメリカ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 15%, 20%)	長期:段階的課税 (0%, 15%, 20%)
債券・公社債投信	総合課税 (注2) (10～37%)	
デリバティブ取引 (注3)		短期:総合課税 (10～37%)

※譲渡所得(有価証券・土地等)の範囲内で無期限の損失繰越可能

イギリス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 7.5%, 32.5%, 38.1%)	段階的課税 (10%, 20%)
債券・公社債投信	段階的課税 (0%, 20%, 40%, 45%)	非課税
デリバティブ取引	申告分離課税(10%, 20%)	

※譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で無期限に損失繰越可能

フランス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	分離課税(注4) (12.8%)	分離課税(注4) (12.8%)
債券・公社債投信	分離課税(注4) (12.8%)	分離課税(注4) (12.8%)
デリバティブ取引	分離課税(12.8%) (注4)	

※譲渡所得(有価証券等)の範囲内で10年間の損失繰越可能

ドイツ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	分離課税(申告不要) (25%) (注5)	分離課税(申告不要) (25%) (注5,6)
債券・公社債投信	分離課税(申告不要) (25%) (注5)	分離課税(申告不要) (25%) (注5)
デリバティブ取引	分離課税(申告不要) (25%) (注5)	

※金融所得の範囲内で無期限の損失繰越可

(注1)総合課税(5~45%)も選択可能。※復興特別所得税(0.315%)を含む。
(注2)年間3,000ドルを上限に配当、利子、給与等の通常所得と通算可能。
(注3)上場デリバティブ取引以外のデリバティブ取引は、通常所得となり、総合課税。
(注4)総合課税(0%~45%)も選択可能。
(注5)譲渡益・配当・利子の合計から801ユーロ(夫婦合算申告の場合は1,602ユーロ)の定額控除が可能。
(注6)株式の譲渡損は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

マイナンバーへの取組み

102

マイナンバー制度における告知義務

2016年1月からマイナンバー制度が導入

⇒証券取引を行う顧客は、証券会社等へのマイナンバーの告知が義務

	マイナンバーの告知義務
新規顧客 (2016年1月以降に口座開設等)	● 一般口座の新規口座開設時には、氏名・住所・マイナンバーの告知が必須 ● NISA口座や特定口座の新規開設時には、氏名・住所・生年月日・マイナンバーの告知が必須
既存顧客 (2015年12月末までに口座開設等)	● マイナンバーの告知が猶予(2016年1月1日以後6年間の経過措置(平成31年度税制改正により、経過措置期間が3年間から6年間に延長等)) ● 2022年1月1日以降に最初に売却代金や配当金等の支払を受ける時までに、マイナンバーの告知が必要
NISA口座開設者	● 2017年9月30日までにマイナンバーの告知を行った場合には、2018年からの勘定設定期間において、特段の手続きを行うことなく、NISA口座の利用が可能 ● 2017年9月30日までにマイナンバーの告知を行っていない場合には、2018年からの勘定設定期間にNISA口座を利用するためには、マイナンバーの告知に加えて、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要

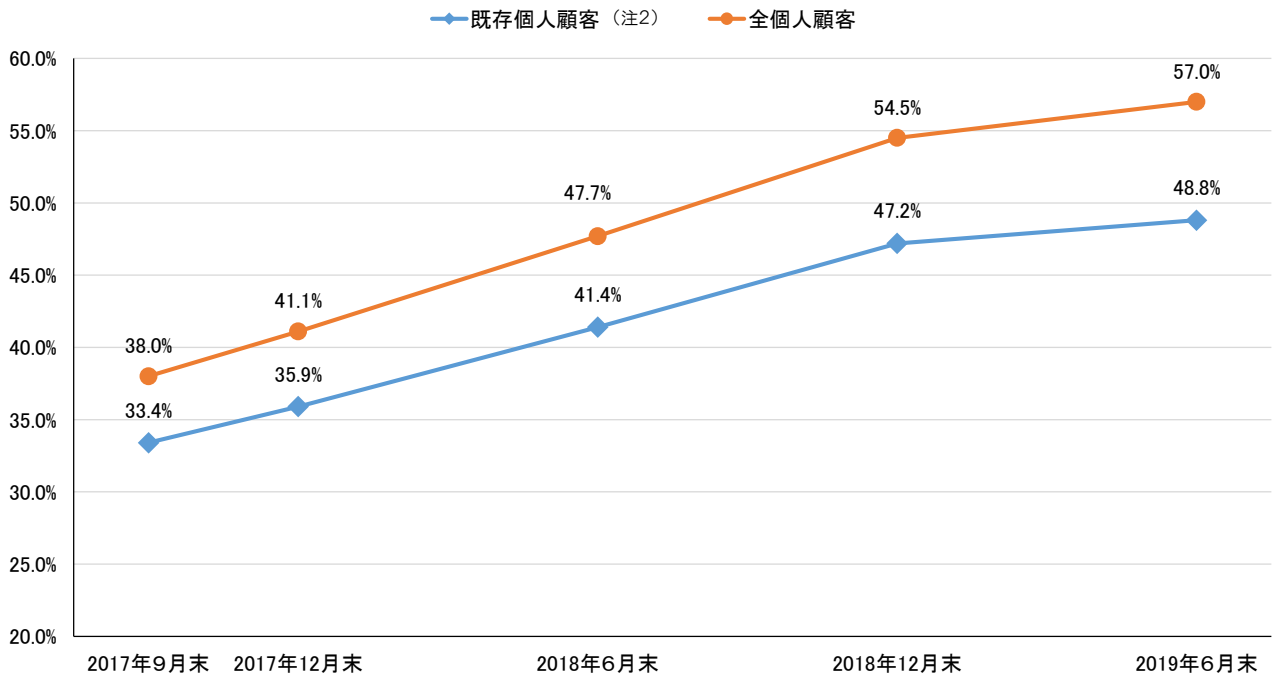
【参考】他の金融取引のマイナンバー告知義務の状況

	マイナンバーの告知義務
保険会社の保険契約者・保険金等受取人	● 2016年1月以降に保険金・年金等を受け取る際にマイナンバーの告知が必要
銀行等の預金者	● 預金口座については現在はマイナンバーの告知義務はない ● 2018年1月、預金口座について、マイナンバー告知制度の開始(預金者の告知は任意)

103

(参考)証券会社におけるマイナンバーの取得状況(全証券会社)

個人口座(注1)のマイナンバー取得率



(注) 1. 証券会社に開設された個人口座(残高なしを除く)(証券会社218社ベース(2019年6月末))
2. 2015年12月末までに口座開設した個人顧客

104

(参考)個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入拡大に向けた事務手続きの簡素化

【問題意識】

- ◆ iDeCoは金融商品としては小口の取引であり、それに比して煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。国民に老後へ備えるための手段が広く平等に普及するためには、iDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。



【制度改善要望事項】

iDeCoにおける事務手続きは、マイナンバーを活用することにより、一定の簡素化が図られると想定される。具体的には以下のスキームが考えられるのではないかな

【具体的なスキーム案: 日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する(金融機関が別に管理しているものも利用可能)

記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号からマイナンバーの利用へ

- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする

105

その他の要望

106

令和2年度税制改正要望事項

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

◆ NISA制度(一般・つみたて・ジュニア)の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA制度を恒久化又は延長すること(前出)
- ② NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA法)を制定すること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

◆ NISAの拡充・利便性向上等

- ① ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること(前出)
- ③ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ(特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること)
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和
 - 加入者資格喪失年齢の引上げ
 - 老齢給付金の支給要件の緩和等

107

令和2年度税制改正要望事項

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し(前出)

- ① 上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③ 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座(仮称)への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間(例えば5年間)は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ④ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部(例えば評価額の30%に対応する納税額)を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- ⑥ 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に(例えば50%)減額する措置を講じること

◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

108

令和2年度税制改正要望事項

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

◆ 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること(注1、注2)(前出)
 - (注1) 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - (注2) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

◆ 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

◆ エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

109

令和2年度税制改正要望事項

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ② 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること
- ③ 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整(外国税を控除する仕組み)ができるよう所要の措置を講じること
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産(土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの)に係る買換え特例措置を延長すること

Ⅳ 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)

Ⅴ SDGs(持続可能な開発目標)推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること)

110

令和2年度税制改正要望事項

Ⅵ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座の利便性向上

- ① 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等を一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① CRS(注)に係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと
(注)CRS(Common Reporting Standard):非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ② 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- ③ 一部の租税条約における、不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

◆ デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

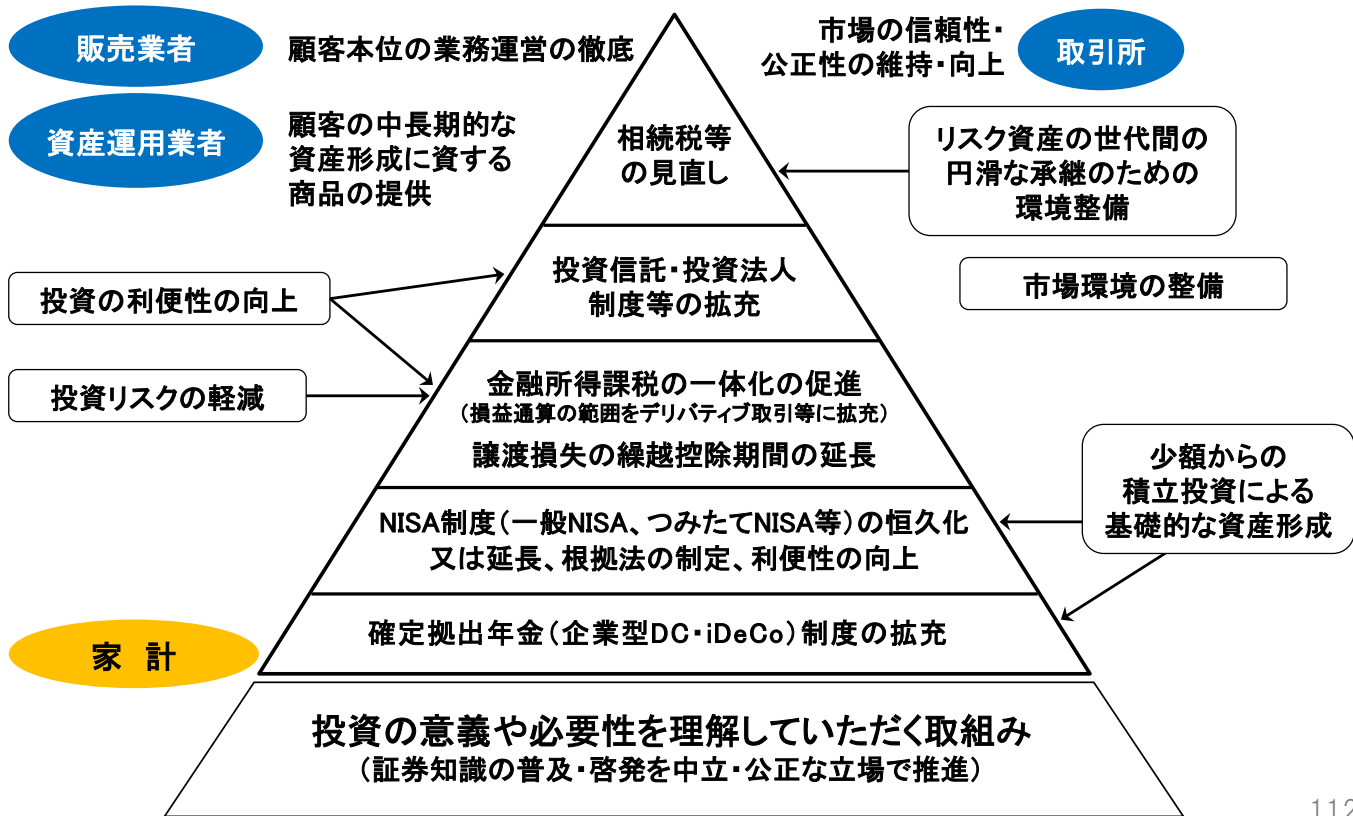
- ① 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- ② 税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

Ⅶ その他の税制措置

- ① 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること
- ② 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

111

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



112

◆ 証券業界はSDGsを支援しています。



◆ SDGs(持続可能な開発目標)とは、”誰一人取り残さない”世界の実現に向けて、国連が定めた17の目標と169のターゲットからなる国際目標です。